

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成29年10月 6 日

(平成28年度決算)

(総務部・企画振興部・土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成29年10月6日(金曜日)

午前10時0分開議
 午前11時15分休憩
 午前11時20分開議
 午後0時12分休憩
 午後1時8分開議
 午後2時33分閉会

委員 内野 幸喜
 委員 増永 慎一郎
 委員 磯田 毅

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部長 池田 敬之

理事兼県央広域本部長兼

市町村・税務局長 大村 裕司

政策審議監 本田 充郎

総務私学局長 古森 美津代

首席審議員兼人事課長 平井 宏英

首席審議員兼財政課長 竹内 信義

県政情報文書課長 村上 徹

総務事務センター長 坂本 弘一

財産経営課長 満原 裕治

私学振興課長 塘岡 弘幸

市町村課長兼

県央広域本部総務部長 間宮 将大

消防保安課長 門崎 博幸

税務課長 井芹 護利

企画振興部

部長 山川 清徳

政策審議監 本田 圭

地域・文化振興局長 斉藤 浩幸

交通政策・情報局長 藤井 一恵

企画課長 沼川 敦彦

地域振興課長 重見 忠宏

文化企画・

世界遺産推進課長 手島 伸介

川辺川ダム総合対策課長 吉野 昇治

交通政策課長 内田 清之

情報企画課長 島田 政次

統計調査課長 山田 裕二

本日の会議に付した事件

議案第44号 平成28年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成28年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第54号 平成28年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第55号 平成28年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成28年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 坂田 孝志
 副委員長 浦田 祐三子
 委員 村上 寅美
 委員 前川 收
 委員 氷室 雄一郎
 委員 藤川 隆夫
 委員 小早川 宗弘
 委員 森 浩二
 委員 田代 国広

土木部

部長 手島 健司
 総括審議員兼
 河川港湾局長 鈴木 俊朗
 政策審議監 成 富 守
 道路都市局長 宮 部 静夫
 建築住宅局長 清水 照親
 監理課長 藤 本 正浩
 用地対策課長 西 浦 一義
 土木技術管理課長 吉 良 忠暢
 首席審議員兼
 道路整備課長 上 野 晋也
 道路保全課長 長 井 英治
 都市計画課長 坂 井 秀一
 下水環境課長 渡 辺 哲也
 河川課長 丸 尾 昭
 港湾課長 亀 崎 直隆
 砂防課長 松 永 清文
 建築課長 上 妻 清人
 営繕課長 井 手 秀逸
 住宅課長 小路永 守

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 金子 徳政
 会計課長 無 田 英昭

監査委員事務局職員出席者

局長 高 山 寿一郎
 首席審議員兼監査監 小 原 信

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文輝
 議事課課長補佐 福 田 博文
 議事課参事 小 池 二郎

午前10時0分開議

○坂田孝志委員長 皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に総務部及び企画振興部の審査を行い、午後から土木部の審査を行うこととしております。

それでは、これより総務部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、総務部の平成28年度決算の概要につきまして御説明申し上げます。

資料につきましては、お手元の「決算特別委員会説明資料 総務部」と表紙に記載してあります資料となります。

まず、1ページの平成28年度歳入歳出決算総括表をごらんいただきたいと思います。

総務部の決算に関連いたします会計につきましては、一般会計に加えまして、全国型市場公募地方債の発行に係ります公債管理特別会計、そして市町村が行います公共施設等の整備事業に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計となっております。

これらの3会計を合わせました歳入決算状況でございますが、収入済み額は8,118億382万円余、不納欠損額は3億5,424万円余、収入未済額につきましては27億7,928万円余となっております。不納欠損額と収入未済額につきましては、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計を合わせました歳出の決算状況でございますが、支出済み額は3,840億8,253万円余、繰越額につきましては41億4,460万円余、不用額が62億7,818万円余でございます。

不用額の主なものにつきましては、人件費の執行残、経費節減等に伴います執行残、平成28年熊本地震復興基金交付金の執行残などでございます。

以上が総務部の平成28年度歳入歳出決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○平井人事課長 人事課でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

済みません、決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査における指摘事項について申し上げます。

総務部は、私学振興課の職員の交通違反関係、税務課の課税誤り関係につきまして御指摘をいただいております。後ほど担当課長から御説明いたします。

続きまして、人事課の決算について御説明申し上げます。

2ページをごらんください。

歳入に関してでございますけれども、諸収入がございます。

各項目とも、調定額どおりの収入となっております。不納欠損額、収入未済額はともにございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

まず、総務管理費のうちの一般管理費、表の中段でございます。

職員42名分の給与費ということでございます。

不用額が2億7,632万円余となっておりますが、備考欄の不用額の理由のところにもありますように、主なものは時間外勤務手当の執行残でございます。これは、災害対応等の時間外勤務手当の予算を人事課に一括して計上しておりまして、その分の執行残ということになっております。

次に、下段の人事管理費についてでございます。

知事部局職員の退職手当及び人事課の運営経費でございます。

不用額3億6,197万円余でございますけれども、主なものは退職手当の執行残でございます。

以上が人事課分でございます。よろしくお願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明申し上げます。

財政課の歳入におきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ最上段をお願いいたします。

地方譲与税でございます。

予算現額に対しまして、4,600万円余収入済み額がふえております。これは、特に、下から2段目、地方揮発油譲与税、こちらが見込み額より多かったことなどによるものでございます。

同じく4ページの最下段、地方交付税でございますが、これは、特別交付税の交付額が見込み額より多かったため、9億7,000万円余の収入増となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

上段の国庫支出金、中ほどの財産収入につきましては、それぞれ調定額どおり収入されております。

最下段から6ページ中段まで、こちらが繰入金になります。6ページのほうをお願いいたします。

予算現額に対しまして、30億円余り収入済み額が少ない状況になっておりますが、これは、中段の平成28年熊本地震復興基金繰入金、こちらが事業額の変更により取り崩し額を減額したことによるものでございます。

次に、6ページの中段からの諸収入につき

ましても、調定額どおり収入されているところでございます。

次に、下の7ページのほうをお願いいたします。

ここから16ページまで、県債のほうでございます。

全て調定額どおり収入されております。

7ページ中段では、予算現額と収入済み額との比較欄が1,176億円余の減となっておりますが、こちらは、県債を財源といたします熊本地震関連事業等の予算を、平成28年度から29年度に繰り越したことなどによるものでございます。

次に、ページ飛びまして16ページをお願いいたします。

6段目の繰越金から地方特例交付金、こちらまで、それぞれ調定額どおり収入されております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

まず、総務費の不用額でございますが、総務費の不用額のうち赴任旅費等につきまして、財政課のほうで一括計上しておりますので、その執行残でございます。

同じく下段の公債費、こちらの不用額は、公債管理特別会計への繰出金の減によるものでございます。

次に、18ページのほうをお願いいたします。

2段目に予備費のほうを記載しておりますが、予算額2億円のうち7,200万円余を執行しております。不用額は1億2,700万円余となっております。

次に、19ページをお願いします。

公債管理の特別会計について御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、いずれも調定額どおり収入されております。

次に、20ページをお開き願います。

歳出のほうは、県債の借換債や市場公募債

発行に伴います元金及び利子の償還金並びに発行手数料等でございます。

財政課は以上のとおりでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

説明に入ります前に御報告いたします。

本日の資料の中で、誤りがございましたので、本日は机上に正誤表を配付させていただいております。まことに申しわけございません。

まず、この正誤表で説明をさせていただきます。説明資料21ページの修正でございます。

下の表の正のほうの表をごらんください。

歳入でございます。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の県立学校災害復旧費負担金でございますが、これは県立大学の施設災害復旧に伴う国庫負担金でございます。

予算額に対しまして、収入済み額が2,820万円余少なくなっておりますが、これは、県立大学が災害復旧工事を繰り越したことに伴いまして、補助対象経費が見込みを下回ったことによるものでございます。

それでは、本来の資料、決算特別委員会説明資料に戻っていただきまして、22ページをお願いいたします。

本課の歳出でございます。主なものを説明いたします。

まず、上から3段目の文書費でございます。

これは、行政文書の管理等に要する経費でございます。

不用額1,160万円余は、入札に伴う執行残及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、一番下の大学費でございますが、これは公立大学法人熊本県立大学に対する運営

費交付金及び公立大学法人評価委員会の運営経費でございます。

不用額840万円余は、主に、熊本地震で被災した学生に対する授業料等の免除について、その申請者数が見込みよりも少なかったことに伴う執行残でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

2段目の大学施設災害復旧費でございます。

これは被災した県立大学の施設災害復旧に要する経費でございます。

不用額100万円余は、入札に伴う執行残でございます。

次に、繰り越しについて説明させていただきます。

別冊の決算特別委員会附属資料のほうをお願いいたします。3ページをお願いいたします。

県立大学施設災害復旧費について、3,870万円余を平成29年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

繰り越しの理由につきましては、入札不調により施工業者の決定が3月末となり、年度内の工事完了が困難となったことによるものでございます。

なお、工事につきましては、9月末に完了し、既に供用開始しているところでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○坂本総務事務センター長 総務事務センターの坂本でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、いずれも調定額どおりに収入済みとなっております、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

次に、25ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明い

たします。

中段の人事管理費でございますが、支出済み額5億4,701万円余となっております。その内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

不用額1,566万円余の主なものとしましては、庶務事務システムにおける維持管理費や職員住宅管理費等の執行残などによるものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

別冊の決算特別委員会附属資料をお願いいたします。附属資料の4ページでございます。

職員住宅管理等事業費につきまして、職員住宅跡地のフェンス修繕工事を土木部に依頼して施工しておりましたが、熊本地震の影響によりまして年度内の事業完了が困難な状況となったため、199万円余を繰り越したものでございます。

なお、この工事は、4月25日に竣工済みでございます。

総務事務センターは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課の満原でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、決算状況について、説明資料の26ページをお開きください。

歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はともにございません。

中段の財産収入のうち、土地貸付料の2億8,900万円余でございますが、これは、研究開発や地域振興等のために利用されております国の関係機関などへの県有地貸付料の収入でございます。

土地の売り払い収入の1,500万円余でございますが、これは未利用財産の売却でございます。

この売却物件の詳細につきましては、別冊の資料となっております。お手元の決算特別委員会附属資料総務部の末尾をお開きください。

売却物件としましては、老朽化により用途を廃止しました宿舍や職員住宅の跡地などが主なものになります。物件数で6物件、契約金額で1,500万円余となっております。

それではまた、説明資料の28ページにお戻りいただければと思います。

歳出について御説明いたします。

中段の財産管理費は、県庁舎の管理費、普通財産などの管理費や処分費でございます。

1億8,900万円余が不用額となっております。これは、光熱水費等管理費、経費の節減や庁舎維持管理業務委託の入札残や執行残などでございます。

下段の災害復旧費は、昨年の熊本地震で被災した県庁舎の災害復旧事業に係る経費でございますが、7,200万円余の不用額となっております。これは、入札に伴う執行残でございます。

次に、繰越事業について御説明いたします。

済みません、またもう一度別冊の附属資料の5ページをお願いいたします。

繰越事業といたしまして、4事業ございます。一番上の財産管理費は、これは、昨年度中に新公有財産管理システムを開発する予定でございましたけれども、熊本地震の影響を受けまして新システムへのデータ移行が困難となりましたことから、本年度に繰り越したものでございます。

2番目のFM推進県有施設集約化事業につきましては、埋蔵文化財の調査などに不測の日数を要したためでございます。

3番目と4番目、これは、熊本地震に係る災害復旧でございますけれども、被災状況の調査、復旧方法の検討及び設計などに不測の日数を要したために繰り越したものでござい

ます。いずれの事業も、年度内に完了する予定でございます。

財産経営課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査で1件指摘を受けておりますので、御説明申し上げます。

お手元の監査結果指摘事項、1枚のA4縦の用紙でございますが、それをごらんください。

指摘事項は、職員の交通法規違反についてでございます。通勤中に司法処分相当の交通法規違反が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。」ということでございます。

これは、昨年7月から採用しました70歳の臨時職員が、7月11日午前8時ごろに、バイクで通勤中に交通事故に遭い、事故後の警察の検査におきまして、呼気から0.45ミリグラムのアルコール分が検出されたものです。

飲酒運転は、極めて危険で悪質な行為でありまして、これまでも研修や通知等を通じてその根絶を呼びかけてまいりました。運転する者の責務としまして、絶対に飲酒運転をしないということを徹底する必要があります。当課といたしましては、事故発生を受けて、速やかに飲酒運転の根絶に向けた職員研修を実施するとともに、毎月の課の例会等におきまして周知を図るなど、飲酒運転の根絶に取り組んでまいりました。

今後引き続き、職員に対して注意喚起を行い、飲酒運転の根絶、安全運転、法令遵守の徹底に取り組んでまいります。

次に、平成28年度の私学振興課の決算の状況について説明申し上げます。

次に、平成28年度の私学振興課の決算の状況について説明申し上げます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料、そして、中段から、ページをめくっていただきまして、31ページ1段目までの国庫支出金、同31ページの財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金において、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、32ページからが歳出でございます。主なものを御説明いたします。

下段の教育費でございますが、私学振興費として120億2,900万円余の支出済み額となっております。これは、私立学校に対する経常費補助金や私立学校制定の就学支援金や奨学のための給付金、熊本地震で被災した生徒等への授業料減免補助金などがございます。

また、34ページ下段の災害復旧費ですが、教育施設災害復旧費として12億1,300万円余の支出済み額となっております。熊本地震で被害を受け、補助の対象となった私立学校88校に対する施設災害復旧のための助成でございます。

なお、繰り越しにつきましては、後ほど説明いたします。

不用額を生じた主な理由といたしましては、34ページの備考欄、35番の被災生徒授業料等減免補助事業や、同じページ一番下の私立学校施設災害復旧事業等の熊本地震関連事業におきまして、補助対象となる生徒数が見込みより少なかったこと、文部科学省の災害査定等を踏まえた事業費の精査などによるものでございます。

次に、繰り越しについて御説明申し上げます。

別冊の附属資料の6ページをお願いいたします。

この6ページから15ページまでが明許繰り越しでございます。

私立学校施設安全ストック形成促進事業及び私立学校施設災害復旧事業において、予算額のうち12億2,600万円余を平成29年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

私立学校施設安全ストック形成促進事業につきましては、高校の耐震診断1棟、耐震改築1棟、私立学校施設災害復旧事業につきましては、私立学校63校の施設の事業に要する経費です。

繰り越しの理由ですが、熊本地震の影響により施工業者における人員確保及び資材調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったことによるものでございます。

続いて、16ページをお開きください。

事故繰越でございます。

明許繰り越しと同じく、私立学校施設安全ストック形成促進事業において、昨年度繰り越した1億9,400万円余のうち、1億6,900万円余を再度繰り越すものでございます。

事故繰越の理由ですが、明許繰り越しと同様に、熊本地震の影響により施工業者における人員確保及び資材調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越すものでございます。

なお、事故繰越となったものは高校の耐震改築3校ですが、いずれの工事も5月末までに既に完了しております。

私学振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、35ページをお願いいたします。

36ページにかけての一般会計の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続いて、37ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、不用額が大きな項目を中心に御説明をさせていただきます。

まず、上から4段目、地域振興局費でございますが、これは、広域本部、地域振興局の管理運営費、それから政策調整事業などに要

した経費でございます。

不用額の2,000万円余につきましては、入札残及び経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、38ページをお開きください。

一番上の自治振興費でございますが、これは、宝くじの市町村交付金、住民基本台帳ネットワークシステムの運営経費といった経費に加えまして、熊本地震対応のための被災市町村行政機能確保支援事業、平成28年熊本地震復興基金交付金などに要した経費でございます。

不用額の30億円余につきましては、主に平成28年熊本地震復興基金交付金の申請に至ったものが少なかったために生じた執行残でございます。

次に、40ページをお開きください。

ここからは、市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

続きまして、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、1段目、市町村振興資金貸付金ですが、これは1団体に新規の貸し付けを行ったものでございます。

不用額5,000万円余につきましては、その貸付金等の執行残でございます。

次に、2段目、一般会計繰出金ですが、これは、広域本部・地域振興局政策調整事業等の財源としまして、一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

不用額の1,798万円余につきましては、繰り出し先の事業の執行残でございます。

市町村課は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○門崎消防保安課長 消防保安課でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の42ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

主な収入でございますが、42ページ3段目からの危険物あるいは高圧ガス関係等の手数料収入、43ページ最下段の雑入4,800万円余につきましては、防災消防航空隊8名分の人件費に係る市町村負担金でございます。

次に、44ページの歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

まず、3段目の防災総務費につきましては、防災消防ヘリコプターの管理運営などに係る経費でございます。

不用額529万円余は、備考欄記載のとおり、経費節減に伴う執行残でございます。

次の段の消防指導費でございますが、消防学校の教育訓練機能強化や管理運営費、火災予防に係る消防関係経費等でございます。不用額555万円余は、委託事業の精算、経費節減等に伴う執行残でございます。

最下段、総務施設災害復旧費でございますが、熊本地震で被災をいたしました消防学校の災害復旧経費で、不用額34万6,000円は、経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

別冊の附属資料の17ページをお願いいたします。

まず、1段目、防災消防ヘリコプター管理運営費につきましては、機体更新に要する経費でございます。納入の時期を平成30年2月としたことから繰り越したものでございまして、現在、機体の組み上げや法定の検査等を行っているところでございます。

次に、消防学校教育訓練機能強化事業費でございますが、調整池フェンス改修に伴う設計変更に必要な基礎資料の収集に時間を要したものでございまして、本年3月に事業着手し、7月末には工事完了いたしております。

最後に、消防学校施設災害復旧費についま

しては、被災状況確認のための調査等に時間を要したものでございまして、現在、屋内訓練場及び救急棟の解体並びに武道場の改修に係る設計業務を実施しておりまして、速やかな復旧に向けての対応を図っているところでございます。

消防保安課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○井芹税務課長 税務課の井芹でございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査におきまして、監査結果指摘事項が1件ございますので、先ほど私学振興課が御説明しました1枚紙、監査結果指摘事項をござんください。

(2)の自動車税の課税誤りについてです。

自動車税におきまして「課税誤りがあり、過徴収分を還付・返還している。チェック体制の強化を図り、課税誤りの再発防止に努めること。」という御指摘でございます。

事案の概要でございます。

ことし4月の平成29年度自動車税の定期課税の処理時に、県税システムのプログラムミスにより、28年度以前において、本来の税額より過大に課税されていた車両が3台あることが判明しました。

このため、本来の税額よりも多く納付された額のうち、過去5年分を地方税法の規定に基づき過誤納金として還付を行い、5年を超え10年までの税額につきましても、地方自治法の規定に基づき返還を行ったところです。

今回の課税誤りの原因となった県税システムのプログラムミスにつきましては、速やかに改修を行い、あわせて同様のプログラムミスがほかの車種にもないかもチェックを行い、ミスがないことを確認しております。

今後は、サンプルチェック数をふやすなど、再発防止を図ることとしております。

指摘事項の説明は以上でございます。

続きまして、税務課の決算状況について御説明申し上げます。

説明資料の45ページをお願いいたします。

まず、歳入に関し、県税の決算状況について御説明申し上げます。1行目の県税の欄をござんください。

調定額1,548億8,600万円余に対し、収入済み額1,517億8,400万円余、不納欠損額が3億3,400万円余で、差し引き27億6,700万円余が収入未済額となっております。

収入未済額の状況につきましては、後ほど御説明いたします。

予算現額と比較しますと、20億4,400万円余の増収となっております。

なお、県税は、平成23年度から27年度までの5年連続で増収となっておりますが、熊本地震の影響もあり、28年度は、前年度と比較して71億円の減収となっております。

各税目とも、おおむね収入済み額は予算現額を上回っております。特に、下から4行目の事業税につきましては、景気回復等により、あけていただいて46ページの1行目のとおり、法人の事業税が、右から4列目ですが、13億2,900万円余、予算現額を上回っております。

次に、もう1枚あけていただいて、48ページをお願いいたします。

中段の産業廃棄物税までが県税でございまして、次の地方消費税清算金からは税外収入でございます。

49ページをお願いいたします。

下から4行目の寄附金は、ふるさと納税に係る寄附金ですが、予想より多くの寄附をいただいたことにより、2億200万円余、予算現額を上回っております。

次に、50ページをお願いいたします。

2行目の諸収入に1,200万円余の収入未済額がございまして、これは5行目の加算金に係るものが大部分でございます。

次に、県税の収入未済額の状況につきまし

て、別冊の特別委員会附属資料で御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の表に、平成26年度から28年度につきまして、左端の税目ごとに、横に過年度分、現年度分、計の順番で収入未済額を記載しております。各年度の計の最下段の合計欄をごらんください。

県税の収入未済額は、毎年度減少しております。26年度は34億8,000万円余、27年度が30億5,000万円余、そして昨年度は27億6,000万円余と、前年度から約2億8,000万円余圧縮することができました。

税目別では、1行目の個人県民税が収入未済額の約8割を占めておりますが、これも年々減少させており、28年度は23億円余と、前年度に比べて1億4,000万円余圧縮したところでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

3の表の下から21ページにかけまして、4、平成28年度の未収金対策について記載しております。

県税の未収金対策につきましては、1、実施した取り組み内容に記載しているとおり、平成28年度熊本地震により被災した滞納者に対する滞納整理から、3の個人県民税徴収強化対策に重点を置きまして、徴収の確保に取り組んでまいりました。

ただ、多くの納税者が被災された状況に鑑み、まずは被害や避難の状況等の把握に努め、必要に応じ納税緩和措置の適用も含め、適切な対応に努めたところです。

特に、収入未済額の8割を占める個人県民税につきましては、地震被害が大きかった市町村を中心に、広域本部収税担当課と管内市町村が、併任徴収や徴収引き継ぎ等、徴収率向上に向けて連携して取り組み、昨年度からさらに収入未済額の圧縮を図ることができたところです。

その結果、2の取り組みの成果のところですが、徴収率は、現繰計全体で、平成27年度に比べ0.1ポイントアップし、98%と過去最高を達成し、滞納繰越額も記載のとおり、個人県民税も県税全体も、前年度に比べ圧縮することができました。

3の平成29年度以降につきましても、記載のとおり、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、22ページをお願いいたします。

不納欠損処分調書の調書でございます。

県税の不納欠損処分とは、滞納者の財産を調査しても、差し押さえ可能な財産がないときや滞納者の状況から資力の回復も期待できないなど、滞納整理を行っても租税の確保を図ることが明らかに困難な状況にある場合には、地方税法の規定に基づき、滞納処分の停止の決議を行い、決議から3年が経過するか、執行停止期間中に消滅時効が完成したものについて、不納欠損を行っております。

表は、個人県民税を含めた、平成28年度に不納欠損を行ったものでございます。

続きまして、税務課の歳出について御説明申し上げます。

申しわけありませんが、説明資料のほうにお戻りいただきまして、52ページをお願いいたします。

上から4行目の税務総務費は、税務行政の管理運営に関する経費、次の賦課徴収費は、納税者に対する過誤納還付金や市町村に対する徴収取扱費等の経費で、不用額は執行残と経費節減によるものでございます。

次に、最下段の諸支出金でございますが、次の53ページのゴルフ場利用税交付金から54ページの軽油引取税交付金まで、県に納付されました徴収の一定割合を市町村へ交付する交付金などで、不用額は、いずれも徴収が予算の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

最後に、繰越事業について、先ほどの附属

資料のほうで御説明申し上げます。

附属資料の18ページをお願いいたします。

自動車税事務所の施設災害復旧費について、明許繰り越しとして予算額のうち2,380万円余を29年度へ繰り越したものです。

繰り越しの理由ですが、工事の入札の不調が続いたため、工事業者の選定ができず、年度内の工事完了が困難となったものです。

これに関しまして、ことし8月に工事業業者の選定を終えまして、現在工事を進めており、年度内完了を予定しております。

税務課の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で総務部の説明が終わりました。

ちょっとここで気づきましたんですが、これは事務局でしょうが、監査結果指摘事項がありますね。この内容について、やっぱり資料を持っとかないと、ここでちょろちょろと説明してもらってもわかりませんから、これは、監査のほうから指摘があったから重要なことであろうと思いますから、やっぱりこういう指摘を受けないようにしなきゃならぬということだから、その内容、そしてこうやって対応するというのをきっちりやっぱり文書に示して、そして委員の皆さん方の御審議をいただくと、そういう形にしたほうがいいと思いますので、各部に係ることですから、以降、準備しておいてください。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○前川収委員 昨年は熊本地震がございまして、企業も、それから住民そのものも非常に大きな被害を受けて、私は、徴税が非常に厳しいんじゃないかなという心配を実はいたしておりましたが、そういう中であっても徴税率は上がってきたということでありまして、その理由は先ほどもお話がございましたけれ

ども、職員の皆さん方の印象として、地震で減免措置というものがきちっとされて、必要分だけをちゃんとやられたのか、その辺の中身の話を少しいただければありがたいと思います。

○井芹税務課長 税務課でございます。

昨年度、地震が起きましてすぐに、当然、徴収猶予とか納税の猶予とか、そういう形が絶対出るということで、各広域本部に指示しまして、窓口の開設等相談体制を充実強化いたしまして、その辺の窓口相談の対応をしております。

それと、そういう形できちんと納税猶予措置とか期限の延長とか、そういう対応をしております。一方では、やはり並行して租税債権の確保とか税負担の公平性の確保とかいう観点から、やはり悪質と言ってはいけなそうですけれども、そういう滞納者の方々、誠意のない滞納者の方々については、しっかりと財産調査をして、必要に応じて差し押さえ等の滞納処分を行うという形で進めておりました。

非常に、そういう両方やらなきゃいけないという中で、職員の事務負担はふえましたけれども、しっかり責任を持ってやったというところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 そこで、収納率はとてもよくやっただいていますが、例えば27年と比べて税額はどうなっているのかがちょっと、これでどこかに出ているのかよくわかりませんが、全体的に下がったのか、上がったのか、その点は説明できますか。

○井芹税務課長 税務課でございます。

先ほど申し上げましたように、ちょっと資料になかったので申しわけなかったんですけども、税収的には、28年度は、前年度と比

較してトータルで71億円の減収という形になっております。

以上です。

○前川収委員 ちょっと資料がなかったけれども、とても気になるところで、税金が、前年度のままでこれだけ収納率がいいというのはちょっとあり得ないなというふうに思ったものですから、やっぱり地震の影響で70億余の減収ということになっているということですね。

その分は、何か後で戻ってくるのかな、その分はもう戻ってきませんね。ちょっとそこだけ確認を。

○井芹税務課長 税務課でございます。

災害減免をやった場合には、交付税の措置はございませんけれども、歳入欠かん債という起債が起こせるような形になりますので、そのあたりはそういう形で対応したいと思っておりますし、税金自体は、もう収入額が71億落ちましたので、その分はもう取れないということで、後はもう徴収率を上げるしかないというふうに考えております。

○前川収委員 もう一回だけいいですか。済みません、何回も。

その起債で埋めるという話であれば、起債の部分については、交付税措置がついているやつになるんですかね。そこは、誰か、税務課かどうかわかりませんが。

○竹内財政課長 歳入欠かん債という起債がございます。充当率が100%でございますので、交付税措置が57%ということで、57%措置されるという形になっております。

○前川収委員 ありがとうございます。

○竹内財政課長 済みません、ちょっと訂正

です。

今回の場合、通常ですと57%が、熊本地震の場合、災害規模が大きいということで、85%までかさ上げをしていただいているということになります。

○村上寅美委員 37ページの下から2番目の市町村振興費、これは不用額が半分ぐらい出とるが、この辺の内容の説明が欲しいですな。理由は何かある。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。

今御指摘いただきました37ページの市町村振興費の不用額でございますけれども、詳しくは38ページをごらんいただければというふうに思います。

不用額が大きいものが、一番上の自治振興費の中でございます、平成28年熊本地震復興基金交付金、市町村に対する交付金について、備考欄の一番上に書いてありますとおり、30億円余の不用額が出ておるということでございます。

この復興基金につきましては、昨年度の12月補正から随時予算化をさせていただいておりますが、この基金の交付は、実績に応じて配分するという形にさせていただいております。なかなか昨年度の段階では、この交付金の申請に至ったものが少なかったということで、このような形になっておるところでございます。

よろしく申し上げます。

○村上寅美委員 それで、これだけの不用額が出るということは、事務処理なんかできてなかったということだろうと思うから、その辺の災害に対する書類の簡素化、この前回の委員会でも言ったけど、簡素化してやらないと、せっかくあなたたちが努力して、議会も承認して、予算が使えないというようなことは、これは部長か、局長か、この辺はや

っぱりさっと流れるような形でね。だから、恐らく事務処理も初めてのことだろうし、だから、前川委員がこの前も言ったけど、せっかくだから先議でも何でもして使わないと、早く使わないといかぬと思うんだけどな。どうですか、その辺は。政策はありますか。

○池田総務部長 今御指摘のとおり、たしか28年度から29年度、かなりの繰り越しが基金事業で多くなっているという状況がございまして、今年度に入りまして、窓口の支援経費ですとか、そういったものも強化をしているところでございます。

やはり、せっかく予算化しても、使えなければ意味がないということもございまして、そこは、そういった県の直接の支援も含めて、円滑な執行に向けて、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 市町村課長。だから、その辺の書類不備とか、向こうも初めてだろうし、人もいないし、その辺をやっぱり早く、せっかく組んどるけんね。その辺のあれをちょっとやっぱり研究して、早く出すような形でやってもらいたいなと思うけど、どうですか。

○間宮市町村課長 ありがとうございます。

今御指摘ありましたとおり、市町村のほうでも人員不足等ございますので、そこについては、全国の他の都道府県からの支援も含めて、市町村と一緒にやって要請をしていきたいというふうに思います。

書類の簡素化につきましても、各部局と調整をして、また市町村の意見も聞きながら、対応していきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 いきたいと、今後そういうふうにするわけですか。今もうやってるの。どうなの。

○間宮市町村課長 人員不足につきましては、既に市町村と一緒に全国の自治体に対して訪問要請をしたりですとか、あと、先日は、被災地に全国の自治体職員をお招きして現状を見ていただいて、まだまだ人員不足であるという実態を見ていただきました。さらには、任期つき職員の採用を、各市町村と合同で採用試験を行うなど、既に県としても支援をさせていただいております。

また、復興基金の受け付けに関する事務手続、先ほど部長からもございましたけれども、既に、経費等を含めて、復興基金でそちらも見えていくということで対応させていただいております。

○村上寅美委員 わかりました。

今出た交付金、交付金はこれは補助ですか、貸し付け。

○間宮市町村課長 補助でございます。

○村上寅美委員 補助でね。なら、返さんでよかったいね。

○前川収委員 私の想像でいくと、多分復興基金の中身の中で、去年の発災以降、まあ復興基金そのものが、夏過ぎ、夏ぐらいたったですかね、その530億と御提示があった。その使い道について、さまざま議論をしながら、固まっていたものから順次出して、リリースしていったというんですかね、市町村におろしていったという前提でありますけれども、例えば、非常に今ためになっておりますコミュニティー施設の補助金なんていうのは、昨年度末、年末、年度末も、なかなか市町村がまだ数を上げてきていないという状況があったんだろうなと思っています。

気になるのは、この不用額の部分が、今年度に入ってどう消化されているのか、ここが

とても気になる部分で、不用額だから流してということでは当然ないと思っていて、事業は継続していると思いますが、今年度の消化というんですかね、どう使われているかについて、わかれば教えてください。

○間宮市町村課長 復興基金の交付状況でございますけれども、まず昨年度の状況をお伝えいたしますと、昨年度は、2.3億円の交付にとどまっていたという状況がございます。

今年度に入りまして、四半期ごとに実績額を調査して交付するという形で今進めております。ですので、今、第1・四半期の分は取りまとまっているところでございますが、それにつきましては、6.5億円実績が上がってきておるところでございます、特に大きいのが農家の自力復旧支援事業でございますとか、あとは被災宅地の復旧支援事業、これについては、どんどん実績が上がってきているところでございます。

今、10月に入りましたので、9月までの第2・四半期分の実績を調査を開始するところでございます。

○前川収委員 ぜひ、ここでは不用で出ていますが、今年度しっかり消化できるようにというんですか、今、村上先生の御指摘もあつたように、書類上の煩雑さとか面倒くささとか、そういうことじゃなくて、やっぱり被災者に寄り添うという考え方というのは、わかっていることが書類が不備だからできませんとか、そんなことじゃない対応を、しかも基金ですから、かなり、もう530億来た話の中での使い方ですから、かなり緩やかにやりやすいところだと思っていますので、そこはよろしく願いいたします。

以上です。

○氷室雄一郎委員 ちょっと私学振興課ですけれども、この復旧から復興がゼロのところ

がありますけれども、これは……

○坂田孝志委員長 何ページですかね。

○氷室雄一郎委員 6ページですか、別冊資料のところですね。これは、ここに書かれている、不調、不落が、人員確保が難しいという、これだけの理由でまだ、まあこれは進捗状況は変わっていると思うんですけれども、ゼロのところなんかは、これだけの理由なんですか、どうなんですか。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

具体的に進捗率が0%となっている学校は、幼稚園が4件、それと専修学校が4校の計8校ございます。理由といたしましては、耐震性の確保や園舎の改修等も含めた復旧方法の検討、これに時間が要りましたり、施工業者の人手不足により着工できてなかったということで、全般的な人手不足、資材不足の分が影響しているかと思えます。

ただ、現在の進捗状況につきましては、4校中1校は工事に着手をしております。また、専修学校につきましても、1校は既に事業が完了しておりまして、あと補助事業を申請しないという形になった専修学校が2校ございます。

これに記載した状況と比べると、今現在では進んでいるかというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 進捗状況というのは、これはいつの段階の状況を示してあるんですか。

○塘岡私学振興課長 8月の末の時点で各学校のほうに聞いた状況です。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、この復旧、復興

の事業をしないまま、既存の施設の中で運営はされていると考えてよろしいんですか。もう今やっておられないとか、いろいろな工夫をされていると思うんですけれども。

○塘岡私学振興課長 補助の下限額というのがございまして、例えば高校ですと210万とか、そういう補助の下限額に満たないところは、そもそも補助の対象になっておりませんので、そういうところは御自分のところでやっていると多いかと思えます。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○内野幸喜委員 先ほどの税務課のところの件で再度ちょっと確認したいんですけれども、去年は熊本地震があって、徴収については、猶予制度とか減免制度とか、恐らく活用したんだと思いますが、これは現年度分だけなのか、それとも、これまでの収入未済、過年度分というんですかね、それも適用となったのか、そこをちょっとお聞かせいただければというふうに思います。

○井芹税務課長 一応、減免というのは、基本、現年度分でございます。徴収猶予とかいう形になれば、滞納分を含めて、一応その方の財産状況等も含めて調査して、徴収を猶予するという形になります。

○内野幸喜委員 その猶予制度については、熊本地震が起こったからとかではなくて、これまでの猶予制度で対応したということなのか、熊本地震が起こったことによる新たな猶予制度で過年度分も対応したのか、そこをちょっとどうなのか。

○井芹税務課長 猶予制度に関しましては、これまでもありましたので、それを使ってやっております。今回、特に新たに使ったとい

うことはございません。自動車取得税の災害減免、これを昨年の12月議会で条例改正していただきました。これだけは地震が起こった後に対応したという形になります。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 歳入について、調定額と収入済み額をこれに一遍に上げているんですが、予算現額に対しての調定額なり収入未済額が、余りにも開きがあるのが気になるんですよ。例えば、30ページの私立高等学校授業料減免補助ですか、これなんかは半分以上が減額ですよ。いわゆる、見込みよりも下回ったと言われてはいますけれども、余りにも当初の数字が、見込みが甘かったというか、そんな気がしてならないんです。そういう点はどう思っておられますか。

○藤川隆夫委員 申し込みが少なかつたけん、全然出とらんばつてん、それはどぎゃんしたっだらうかという話。

○塘岡私学振興課長 調定の差の分でございますけれども、補助対象人数が見込みを下回ったことによるものでございます。

○田代国広委員 それはわかったい。

○池田総務部長 今回、特に震災関連の事業については、なかなか見込みが難しいところがございます、ある程度の余裕を持って積んだというような状況があるかと思えます。

結果として、余裕を持って積んだ結果として、やはり出てきた数が少なかったと、そういうことで、なかなか昨年度については、そういう状況であったというふうに理解しております。

○田代国広委員 震災によって見込みするのが難しかったというふうに受けとめていいわけですか。

○塘岡私学振興課長 震災の程度によりまして、例えば全壊とか半壊とか、その被災の程度によって授業料減免の補助額が変わってまいります。2月補正をした時点でも、まだ罹災証明書を全部発行し切れてない学校もございまして、この減免人数を見込むのが非常に難しかったというふうな状況はございます。

以上です。

○田代国広委員 結局、その震災があったから難しかったということですよ。そう言えばいいじゃないですか。

○塘岡私学振興課長 そのとおりでございます。

○前川収委員 済みません、何回も。ちょっと気になることで、事故繰越調べの中で、10ページでも11ページでもいいんですけども、現在の進捗状況で100%終わっているやつは、もちろん終わったからいいんですけども、一旦明許繰り越しをやった上で——この調書は明許繰り越ししてあるわけですから、例えば11ページの一番上の箇所名まで、まあここは別にマスコミがないからいいでしょうけれども、竜北さくら保育園ですか、これは額がちょっとちっちゃいから大丈夫かもしれないですね。現在の進捗率がとても低いとかゼロのところは今でもありますね。

ちょっと心配なのは、業者がまだ定まってない、決まってないというところが結構あるんですね。そのときに、当然、行政としては、一旦明許繰り越しをしたら、次は事故繰越になりますから、前提としては、事故繰越をしてもいいですよとは言えない立場だろう。しかし、3月までに終わらないと困りま

すと言ったら、逆に業者が請けなくなっちゃいますね。3月31日までに終わってくださいという事業は、もう業者が、それはもう無理だから、無理なことはできませんという形になって、実は私の地元でも、この総務とは関係ない話なんですけれども、3月31日までに終わらないと事故繰越の話があるものですから、困りますと役所が言ってしまって、市役所が。だから、契約していた業者がやめたと、3月31日だったらもうできぬとって契約を解除しちゃったと、それで、今見込みが、誰がやるかわからないという状況になってしまったという事例が出ております。

ですから、これは各部に関係することではありますが、当然どうぞどうぞとは言わないまでも、3月31日が過ぎても、復旧しなきゃならないものは必ず復旧しなきゃならないので、どうぞ前向きに取り組んでくださいとか、そういうアナウンスをしてもらわないと、事故繰りは認めませんみたいな言い方をすると——県はわかっているらしいですよ。ところが、市町村は、原則どおりという話にすぐなって、それを強く言っちゃうんですね。強く言われたら、もう業者さんは、できないことはできないとしか言わなくなって、これが進まなくなってしまうという、そういう状況にまでもう既に至っているということについて、ぜひお考えをいただいて、その言い回しとか、まあ大きな声じゃ言われぬばってん、大丈夫ですばいと小まか声で言うとかね。それはやっぱりテクニックですよ。だめですだめですと言いつたら、誰もする者はおらぬし、間に合わぬとわかるとる。ここに至って、間に合うはずがない事業もいっぱいあることはもう御存じでしょう。あることは御存じのはずですよ。あそこはもう間に合わぬとわかっているらしいはずですよ。それを、余りにしゃくし定規に言わないでください。そこは、チーム熊本でも、ちゃんとみんなで話して、それは絶対守るということ

——守るというのは、その3月で打ち切ることはないということは、皆さんも含めて覚悟しているはずでありますから、そういうところをお願いします。答弁は要らないかな、それで。

○坂田孝志委員長 それじゃ、認識を十分踏まえといてください。

ほかにございませんか。

○増永慎一郎委員 附属資料の19ページです。過去3年の推移ということで収入未済額ですね。

先ほど説明のときに、毎年減っているという形で言われましたけれども、これは28年度の場合には、現年度分がやっぱり地震で減っている分もあるのかなというふうに思いますし、もう一つは、結構地震の中でも過年度分が減っているじゃないですか、かなり。さっき、いろんな面で減免とか何やかやで、よくこういった地震の中で徴収作業ができた、よくできたという印象があるので、何かちょっとその辺、今までと違った徴収の仕方とかをされたのかなと思います、それをちょっと聞きたいと思います。

○井芹税務課長 今回の地震の影響は、大きかったのは特に県央広域本部管内と県北、阿蘇方面あたりがかなり大きく被害を受けて、なかなか徴収大変だったというところはございますけれども、そのほかのところは、ある程度通常どおりに進んでいるところもございました。そういう形で、大丈夫なところはしっかり徴収をやってきたということがあります。

やり方としては、特にとりたてて違うやり方をやっていたわけではなく、きちんと納税交渉をして、必要に応じて差し押さえをしたという形になります。

以上です。

○増永慎一郎委員 なかなか人がいなくて大変だったのに、いつもよりも収入未済額が減っているというのは、何か裏を返せば、やればきちんとできるんじゃないかという、まあ言い方はあれなんですけれども、という感じがしたので。

それから、他県の状況とかは、例えば他県は、同じぐらいの財政規模のところ、どれぐらいの収入未済額があるのかという状況を、ちょっと何か簡単に説明できるようなのがありますか。

○井芹税務課長 済みません、ちょっと額はわからないんですけども、徴収率に関しては、類似団体に比べると、まあ大体そのぐらい、同じようなところ、平均のところを我々が行っているというふうに思っております。

収入未済額、額自体が結果的に落ちたというのは、先ほど前川委員の話にありましたように、収入額71億が落ちているという部分で、結果的に、その未済額のほうも、その分圧縮されたという面も考えられると思いますけれども、一応そういった形で、職員の一生懸命な努力も当然あって、これだけ落ちたというふうに考えております。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

私のほうから、1つ申し上げます。先ほど村上委員の質疑にも関連いたしますが、人員確保及び職員の健康管理について、3つほどお尋ねいたします。

昨年度の決算委員会におきまして、事業の執行に関して、限られた人員で、通常業務に加えて、熊本地震からの復旧・復興業務を行うことが課題となっていることから、職員に過度な負担が生じることのない適正な定員管理について、改めて検討するよう求めてあります。

また、一方、初日の監査委員からの審査意

見書によりますと、人員確保及び職員の健康管理について、その中で、増大する震災関連業務に的確に対応するため、定員管理の基本方針が策定され、任期つき職員、他県への人的支援要請等によるマンパワーの確保、通常業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進されたいとございますが、これらについて、どのように考え、どのような対策を講じてこられたのか、まずお尋ねいたします。

○平井人事課長 人事課でございます。

人員確保につきまして、御指摘のとおり、大変大きな課題でございまして、その中でまず一番に力を入れて取り組まなきゃいけないと思っておりますのが、やはり他県からの応援職員をなるべく確保するということになり

ます。職員の確保の仕方としては、他県からの応援のほかにも、任期つき職員を採用したり、新規職員のほうも確実に確保したり、また業務委託に出していくというような手段もとりますけれども、現在いる職員と一番近いパフォーマンスを発揮してくれるのは、やはり他県からの派遣職員であります。ですから、やはりここをなるべく確保するというところにまず力を注いでおります。年度当初で112人来ていただいております。かなりの規模でございまして、他県も、かなり厳しい中から送り出してもらっております。

夏の九州北部豪雨もございましたので、福岡県からたくさん来ていただいていたんですけども、22人ちょっと自分ところのために使わせてくれということで、戻してくれという話もございました。これはもうお互いさまでございますので、どうぞということでお帰りいただいたんですけども、その後、私どもとしても手が足りませんので、全国知事会等を経由いたしまして、さらに追加のお願いができないかということで、他県に、まあ言葉はあれでございまして、強くお願い

をいたしましたところでございます。

何とか13人、この年度途中の厳しい時期に出していただきまして、半分強は確保いたしました。そのほかの足りない分につきましては、県庁内部でのより効率的な回し方ということで、ほかの人員を配置転換したり、業務委託に出すということで、業者への委託の数をふやしたり、そういった形で埋めて、何とか処理体制をつくろうとしているところでございます。

それから、任期つきの採用につきましては、昨年度も75名募集いたしまして、今年度、7月から採用しております。加えまして、来年度にまた40名強ですか、採用したいということで、今募集をまさにやっているところでございます。

いろんな御指摘もございまして、任期つき職員でも、一番数が多いのが土木関係でございまして。こちらは、先ほどから出ておりますとおり、事業を執行する業界関係の方々のほうも、人がかなり足りないということでございます。そういったところと食い合いも起きないように気を使いながら、なるべく県外から多くの方々に来ていただきたいということで、今募集のための努力をしておるところでございまして。

それから、業務委託の拡大につきましては、逐一いろんなところから相談が上がってきたときに、これまで委託しなかったようなところまで委託に出そうということで、頭を柔らかく議論をしているところでございます。

それから、健康管理でございまして、昨年度の時間外の実績が、結果的に例年のやはり倍ぐらい勤務をしていただいております。かなり長時間労働を強いたというか、していただいたということが現実でございます。

今年度は、復興の業務は相変わらず忙しいんですが、人を確保した上で、何とか従前並

みのところで抑えられないかということで努力をしております。

一つ一つの仕事、去年は、もうとにかく走り回るしかないということで、とにかく先々考えずやらなきゃいけないことをどんどんやれということでやっていただきましたが、ことは、事業量もだんだん見えて、仕事も見えてきたので、事前から計画的に仕事をやってくれということで徹底をいたしまして、また、夏休みの期間中などは、休暇なども計画的にとりながら、少しでも自分の体をいたわりながら仕事を続けてほしいと。

短期勝負なら無理もきくかもしれませんが。しかし、長期間続けていただくためには、そういった心配りをしながら、管理者については、職員の皆さんの労働時間を管理してほしいというようなことを徹底しているところでございます。

他県から来ていただいている職員なんかもういらっしゃるので、職場の中も、連帯感のつくり方が例年と違うということもございますので、そういったところも含めて、例えば知事が他県からの応援職員を集めて慰労の会を催したりとか、そういったこともしながら、職員全体のモチベーションとかやる気、それと心の持ちようを保てるように努力もしているところではございます。

あとは、具体的な取り組みとしても、ストレスチェックというようなことをやっておりまして、全職員にストレス度合いがどのぐらいあるかというようなチェックをやってもらって、それが高い数値が出た人については何らかの対応をすべきだということで、医師からの指導をいただいたりとか、そういった取り組みもしております。

かなり多岐にわたりましたが、そういったことで、何とか御指摘のことを最大限尽くしたいと思って努力しているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でござい

ます。

○坂田孝志委員長 いろいろ行革を進めながら、職員数がずっと減ってきた、そしてこのような大きな震災ということで、非常に厳しい中での対応だと思いますが、やはり職員のこの健康管理というのは大事なことであろうかと思っておりますので、過度な負担によってほかの自治体では厳しい結果も出ているところもありますから、県ではそんなことがないように努めていただきたいと思います。

そして、そういう人員の確保が、繰越事業がまた抑えられる、その結果、復旧、復興が大きく進むことになろうかと思っておりますので、その点はよく踏まえてやっていただきたいと思います、このように思います。

ほかに。

○村上寅美委員 関連してよかね。事務屋も技術屋もそうだけど、OB会とかあるでしょう。ボランティアの人はいない。全部嘱託で採用しているの。ボランティアで、この地元でというような、そういうあれはないの。

○平井人事課長 人事課でございます。

済みません、OBの方々も、いろんなところで気にかけていただいております、庁友会という組織がございます。かなり年配の方までいらっしゃいますので、何とかお手伝いできる場所はないかということで、お申し出も震災当時からあっております。出せるような情報、こういった人を求めているという情報はお出ししておりますけれども、なかなか固まって成果が出たということはちょっと難しいんですけども、お気持ちは受け取って努力はしております。

それと、土木関係につきましては、益城町のほうで、県のOBが協定を結んでお手伝いをしてくれたという事例があると聞いております。

○村上寅美委員 さっき委員長が言うたように、誰でも彼でもというたって、70も80もなって——気持ちはね、気持ちはボランティアの気持ちで何か手伝おうという人はいると思うよ。しかし、囑託でも、採用したということになれば、やっぱり県の責任でやっていかなくちやいかぬからな。やっぱり健康上とか年齢とか、足らぬけん誰でん彼でんと言いたいけど、そういう状況ではちょっと困るなという気持ちがしたもんだから。かえって相手にも迷惑かけるし、県も迷惑と。だって、70歳の方がバイクで来よって事故したと言ったじゃない、最初。だから、その辺のところはどぎゃん——私学だったろう、あれは。やっぱりそこは、向こうも気の毒だし、県も責任があるから、だから、その辺のところは、やっぱり健康管理あたりもね。業務をちゃんとやってくればね。

○平井人事課長 人事課でございます。

ありがとうございます。お心遣いと思っております。

今囑託で雇う場合とか、年齢制限が御指摘のとおりございませんので、手を挙げてこられたら、74歳とか75歳という方でも採用することは可能でございますし、現実に例もあります。ただ、一人一人の状況を見きわめて、御指摘のような、お互い気の毒というような結果にならないように、そこはしっかりしていきたいと思っております。

○村上寅美委員 まあ、選ぶ余裕はなかろうばってんね。やっぱりそこは、健康管理とか相手さんとかいろいろ、後でいろいろあれするとかいから、ということたいね。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。よろございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○坂田孝志委員長 それでは、ないようでございますので、これで質疑を終了します。

ここで、説明員の入れかえのため、5分間休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時20分開議

○坂田孝志委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままに簡潔にお願いします。

それでは、企画振興部長から決算概要の説明を行い、続いて担当課長から順次資料の説明をお願いします。

初めに、山川企画振興部長。

○山川企画振興部長 まず、昨年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等は、企画振興部にはございません。

引き続きまして、企画振興部の平成28年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの平成28年度歳入歳出決算総括表により御説明申し上げます。

歳入につきましては、予算額29億8,000万円余に対しまして、収入済み額は18億9,000万円余で、不納欠損はございません。収入未済は5万円となっており、その内訳は県立劇場等使用料です。

これまでの取り組みとして、債務者への督促等を行っておりましたが、債務者が破産手続を開始したため、今後、法手続に沿って適正に処理してまいりたいと考えております。

なお、予算現額と収入済み額との比較10億8,000万余は、主に熊本地震による県立劇場の災害復旧補助分であり、事業費を翌年度に

繰り越していることに伴うものでございます。

また、歳出につきましては、予算額87億円余に対しまして、支出済み額は73億7,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は6億9,000万円余で、歳入と同様に、主に熊本地震による災害復旧事業費でございます。

また、不用額は6億3,000万円余で、主な内容は、補助事業等の事業計画変更に伴う執行残や所要見込み額の減に伴う執行残及び入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○沼川企画課長 企画課でございます。

定期監査の結果につきましては、企画振興部では指摘事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の2ページをお開きください。

まず、歳入ですけれども、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、主な収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料です。

これは東京事務所分で、銀座熊本館内に入居する熊本県物産振興協会からの使用料収入になります。

次の国庫支出金ですが、これにつきましては、地方創生加速化交付金につきましては、新ビジネス創出支援システム構築事業及び地域経済分析システム普及促進事業に係る交付金です。

一番下の段の地方創生推進交付金につきましては、ふるさと投資応援事業、次世代ベンチャー創出支援事業及びくまもと版DMO推

進事業に係る交付金になっております。

3ページをお願いいたします。

財産収入の家賃貸付料は、東京事務所職員の借り上げ宿舎に係る職員負担分です。

寄附金につきましては、世界チャレンジ支援寄附金として、個人や民間企業等から寄附をいただいたものになります。

なお、予算現額と収入済み額との比較400万円余につきましては、熊本地震の影響等により寄附の見込みが少なかったことに伴うものでございます。

4ページをお開きください。

繰入金ですが、これは、世界チャレンジ支援基金を活用する事業の財源に充てるため、一般会計へ繰り入れたものです。

なお、予算現額と収入済み額との比較200万円余は、基金活用事業の所要額が見込みより少なかったことに伴うものでございます。

次の繰越金は、T P P対策意向調査等事業分になります。

5ページをお願いいたします。

中ほどにある諸収入のうちの官民協働海外留学支援事業補助金は、日本学生支援機構からの補助金です。

なお、予算現額と収入済み額との比較100万円余は、派遣留学生への奨学金等が見込みよりも少なかったことに伴うものでございます。

資料の6ページをお開きください。

ここからは歳出になります。

予算現額9億600万円余に対し、支出済み額は8億7,500万円余となっております。

一般管理費につきましては、時間外勤務手当の特別配当分で、不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所の職員給与及び管理運営費になります。

なお、不用額の800万円余は、人件費の執行残及び管理運営費の経費節減に伴う執行残でございます。

一番下の段の企画総務費につきましては、

企画課の職員給与で、不用額はその執行残でございます。

7ページの計画調査費をごらんください。

これは、備考欄の中ほどの事業の概要の記載にありますとおり、政策推進事業、広域開発行政促進事業等に係る経費でございます。

不用額の2,200万円余の主なものにつきましては、同じように備考欄上段の不用額を生じた理由にも記載しておりますが、政策推進事業において、必要な調査研究事案が見込みよりも少なかったことに伴う執行残、それから企画推進費の経費節減に伴う執行残、世界チャレンジ支援寄附金が見込みよりも少なかったことによる積立金の減などが主な理由になっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重見地域振興課長 地域振興課でございます。決算状況について御説明いたします。

説明資料8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございます。

万日山緑地公園使用料につきましては、都市公園法に基づく占用許可物件使用料であります。

続いて、不動産鑑定業者登録手数料、こちらについては、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料であります。

続いて、国庫支出金でございます。

都市公園災害復旧費負担金については、万日山緑地公園の災害復旧費であります。こちらにつきましては、平成27年度からの繰越事業となっております。

続いて、9ページをごらんください。

地方創生加速化交付金につきましては、地方版総合戦略の先駆的な取り組みを支援する

ための交付金でございます。平成27年度からの繰越事業として、人吉球磨観光地域づくり加速化事業等を実施しております。

離島活性化交付金、こちらにつきましては、離島の地域活性化、定住の促進を図るための交付金でございます。御所浦地域活性化推進事業を実施しております。

続いて、地方創生推進交付金につきましては、地方版総合戦略の取り組みを着実に推進していくための交付金でございます。人材ネットワーク構築事業等を実施しているところです。

続いて、特定地域振興対策事業費補助につきましては、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等に係る環境省の水俣病総合対策施設整備費補助金等でございます。一部については、平成27年度からの繰越事業となっております。

続いて、ふるさとワーキングホリデー委託金については、総務省が実施したふるさとワーキングホリデーの受託に係る委託金であります。

続いて、10ページをごらんください。

財産収入についてです。

県が保有するフィッシャリーナ天草株式会社の株式を、熊本ヤマハ株式会社へ売却した収入というふうになっております。

続いて、繰越金については、平成27年度熊本駅周辺県有地災害復旧事業等に係る平成27年度からの繰越事業でございます。

次に、諸収入については、貸付金元利収入3億3,000万円余は、平成12年度から24年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資であります。その回収金というふうになっております。

次に、雑入については、平成27年度「環境首都」水俣・芦北地域創造補助金の再確定に伴う返還金などがございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。

まず、一般管理費については、市町村応援職員の時間外勤務手当の特配分に係る経費というふうになっております。

次に、企画総務費については、地域振興課職員21人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費については、地域づくりチャレンジ推進事業、集落サポートプロジェクト事業等に係る費用でございます。

不用額9,800万円余につきましては、補助金等の所要見込み額の減等によるもののほか、経費節減に伴う執行残でございます。内訳は、備考欄の部分をごらんいただければというふうに思います。

次に、12ページの企画施設災害復旧費につきましては、万日山緑地公園の災害復旧費で、不用額は工事請負費の所要見込み額の減に伴う執行残でございます。

次に、繰り越しの2,000万円余につきましては、別冊でお配りしております附属資料のほうで御説明をさせていただきます。

附属資料の1ページをお開きください。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費の2,000万円余につきましては、環境省の補助事業を活用して水俣市が行う生態系に配慮したなぎさ造成整備等において、関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が困難な状況となったため、2,000万円余を繰り越したものでございます。本年12月末に事業完了の予定となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

主な収入について御説明いたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、阿蘇の世界遺産登録推進のための学術調査や

広報啓発事業について、市町村に2分の1の負担をお願いし、事業を実施しているものでございます。

予算現額と収入済み額の差額101万円余は、事業で旅費等の執行残が生じたことから、負担金を減額したものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、主に県立劇場の施設・駐車場使用料でございます。

予算現額と収入済み額との差額は、プラス2,099万円余となっております。これにつきましては、熊本地震に伴い、県立劇場が平成28年4月から8月まで閉館したことなどを踏まえ、平成28年度の2月議会で歳入の減額補正をしておりましたが、熊本市民会館を初めとする熊本都市圏の多数のホールが熊本地震で長期に休館を余儀なくされたことから、想定以上に県立劇場に利用が集中したことが要因と考えております。

収入未済額が5万円ございますが、これにつきましては、後ほど附属資料で説明させていただきます。

次に、国庫支出金の国の経済対策に係る事業費、地方創生加速化交付金は、平成27年に世界文化遺産に登録されました明治日本の産業革命遺産に係る啓発、情報発信のアプリを、関連自治体で構成する明治日本の産業遺産協議会において開発いたしまして、その事業費の負担金分として交付されたものでございます。

14ページをお願いいたします。

次の企画災害復旧費補助は、主に平成28年熊本地震で被災いたしました県立劇場等の災害復旧費補助分でございます。平成29年度に繰り越して、外壁等の復旧工事を行っていることに伴うものでございます。

次に、財産収入でございますが、県劇のレストランなどの貸付料です。平成25年度から5年契約で、有限会社七彩に貸し付けを行っております。

最後に、雑入ですが、草枕文学賞作品の著作権収入でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

企画総務費は、職員給与費で、不用額62万円余は執行残でございます。

次の計画調査費は、備考欄、事業の概要に記載しておりますように、博物館関係資料活用・学習支援事業、県立劇場の施設整備費及び管理運営事業、世界文化遺産登録推進事業などの経費でございます。

なお、不用額の2,300万円余は、備考欄、不用額を生じた理由に記載のとおり、主なものといたしましては、県立劇場施設整備費の設計委託に係る入札残や世界文化遺産登録推進に係る補助などの執行残が主な要因でございます。

16ページをお願いいたします。

次の企画施設災害復旧費は、備考欄、事業の概要に記載のとおり、県立劇場及び博物館ネットワークセンターの災害復旧費でございます。

不用額の16万円余は、執行残でございます。

翌年度繰越額の5億7,000万円余は、附属資料で説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の2ページをお願いいたします。

まず、県立劇場施設災害復旧費のうち、5億5,400万円余を繰り越しております。

これは、地震によって被害を受けた外壁の復旧工法の検討に時間を要したことや、同じく地震によって被災した熊本市民会館との同時閉館を避けるため、開館しながら工事を実施することなどから、長期の工事期間を要することにより、年度内の工事完了が困難となったため、繰り越しを行ったものでございます。来年3月中旬に工事完了の予定でございます。

次に、博物館ネットワークセンター施設災

害復旧費のうち、1,500万円余を繰り越しております。

これは、昨年6月に発生した集中豪雨で被災した施設の復旧工事の入札不調により、施工業者の選定が3月となったことから、年度内の工事完了が困難になったため繰り越しを行ったものですが、既に6月16日に工事は完了しております。

続きまして、附属資料の6ページをお願いいたします。

平成28年度収入未済について御説明いたします。

県立劇場使用料で、平成28年度に5万円の収入未済が発生いたしました。

県立劇場の使用料は、前納が原則でございますが、使用当日に確定いたします附属設備、譜面台とかマイクスタンド、そういったものの使用料につきましては、公演後に支払うこととなっております。この附属設備使用料について、催促を続けてきたところでございますが、備考欄に記載のとおり、債務者が支払い不能により破産手続を開始したため、収入未済となったものでございます。

これまでの経緯等につきましては、4、平成28年度の未収金対策に記載のとおりでございます。

なお、債務者は、本年6月に破産手続を開始し、9月に免責決定がなされました。その後、官報掲載後、関係者が異議を出さなければ、10月中に免責が確定する見込みでございます。今後、当債務者の破産手続の状況を確認しながら、必要な手続を進めてまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

資料の17ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損、収

入未済額はございません。

主な収入につきましては、17ページ中段の繰入金で、収入済み額は2億3,700万円余でございます。これは、五木村振興及び球磨川水系の防災・減災対策の財源に充てるために、それぞれの基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

なお、繰入金における予算現額と収入済み額との差4,600万円余につきましては、それぞれの基金を充当する事業における事業費減や執行残の発生に伴うものでございます。

また、最下段の諸収入につきましては、村からの要請を受け県が施行しております村道整備に係る村からの受託事業収入でございまして、収入済み額は3,300万円余でございます。

予算現額と収入済み額の差4,200万円余につきましては、事業の繰り越しに伴う減額でございます。

次に、歳出でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、支出済み額は7億9,800万円余です。

事業の概要欄をごらんください。

主な事業は、五木村の実施するソフト事業や基盤整備事業の経費に充てるための五木村振興交付金交付事業4億200万円余、球磨川流域市町村への球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金1億5,000万円余でございます。

不用額の1億6,500万円余は、主に五木村振興交付金交付事業の事業計画の変更に伴う執行残でございます。

次に、繰り越しについてでございます。

別冊の附属資料で説明させていただきます。附属資料の3ページをお願いいたします。

五木村振興道路整備(受託)事業ですが、村からの受託事業であります村道整備について、関係機関との調整や地質調査等に時間を

要したため、4,100万円余を翌年度に繰り越したものでございます。来年1月の完成を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明申し上げます。

まず、使用料及び手数料につきましては、阿蘇くまもと空港にございます格納庫の使用料でございます。貸付先は、天草エアライン等でございます。

次に、国庫支出金でございますが、国の地方創生加速化交付金を活用して実施をいたしました、これは国際線充実に向けたインバウンドサービス向上事業に係ります交付金でございます。

次に、財産収入3,000万円余でございますが、これは、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の貸付料及び売り払い収入、熊本空港ビルディング株式会社などからの配当金収入でございます。

このうち、土地の売り払いにつきましては、阿蘇くまもと空港の滑走路関連の整備事業用地として、隣接します県有地を国土交通省に売却したものでございます。

20ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、これは、平成27年8月の台風15号にしまして、肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業費補助事業に係るものでございます。国の補助交付が年度末となり、平成27年度から繰り越したものでございます。

次に、諸収入でございますが、平成23年度に有明海自動車航送船組合が実施をいたしました新船建造、これに対します県の貸付金に係る回収金でございます。

あと、そのほか、阿蘇くまもと空港国内線利用促進・就航促進事業に対する一般社団法人空港環境整備協会からの助成金等でございます。

21ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

一般管理費につきましては、市町村からの派遣職員に対する時間外勤務手当でございます。

次に、企画総務費でございますが、当課21人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しております、並行在来線対策事業などに係る執行経費でございます。

不用額3,000万円余につきましては、主なものといたしましては、国が実施しております阿蘇くまもと空港の直轄事業の事業費確定に伴う負担金の減によるもののほか、御所浦航路振興事業などの所要額が、熊本地震等による利用者減少で見込みを下回ったことによる執行残、阿蘇くまもと空港広域防災拠点維持に係ります小型機基地のゲート管理等の業務委託の入札残などによるものでございます。

なお、翌年度繰越額の700万円余につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の4ページをお願いいたします。

くま川鉄道が実施いたします枕木交換ですとか、あるいは踏切の警報遮断機の取りかえなど、鉄道基盤施設の整備に対する助成を行います鉄道軌道輸送対策事業につきまして、国の経済対策に係る事業費で、国からの交付決定が平成29年1月末に行われたため、翌年度に繰り越したものでございます。事業のほうは、本年度中に完了予定でございます。

恐れ入りますが、説明資料にお戻りいただきまして、22ページをお願いいたします。

企画施設災害復旧費でございます。

一昨年9月の台風15号で被災しました肥薩おれんじ鉄道及び昨年6月の大雨で被災しました阿蘇くまもと空港の防災駐機場の災害復旧に係る執行経費で、不用額は執行残でございます。

交通政策課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

国庫支出金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助でございますが、番号制度導入に伴うシステム整備に係る国庫補助金でございます。

次の地方創生加速化交付金でございますが、ICT活用外国人観光客等受入環境整備事業に係る交付金でございます。

予算現額と収入済み額の差につきましては、交付額確定に伴う減でございます。

次の電気通信格差是正事業費補助でございますが、多良木町、それから天草市及び五木村にて実施しました携帯電話等エリア整備事業に係る国庫補助金でございます。

最下段の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助でございますが、自治体情報セキュリティクラウド構築事業に係る国庫補助金でございます。

予算現額と収入済み額との差額につきましては、事業費確定に伴う減でございます。

24ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、一番上、天草ケーブルネットワーク株式会社からの配当金収入でございます。

次に、繰越金でございますが、自治体情報

セキュリティークラウド構築事業に係る平成27年度からの繰り越しでございます。

次に、諸収入でございます。

共済組合収入ですけれども、これは共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金でございます。

次に、共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で運用しております行政業務支援システム等に係る経費の市町村負担金となります。

25ページをお願いいたします。

雑入でございます。

企業局並びに病院局の庁内情報システム利用に係る負担金でございます。

続きまして、資料の26ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費でございますが、ホストコンピュータの運営管理に伴う電子計算管理運営事業ほか、備考欄に記載しております事業等に係る経費でございます。

不用額の1,400万円余につきましては、執行残及び経費削減によるものでございます。

次に、企画総務費です。

情報企画課職員20名分の給与で、不用額は執行残でございます。

27ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、備考欄に記載しております、熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業に係る経費でございます。

不用額2億5,000万円余は、情報セキュリティークラウド構築に係る入札残が1億8,000万円ございまして、残りは各事業の入札執行残及び経費削減によるものでございます。

翌年度繰り越しの5,000万円余につきましては、別冊の附属資料にて説明させていただきます。

お手数ですが、附属資料の5ページをごらんください。

情報通信格差是正事業費でございますが、五木村の携帯電話等エリア整備事業におきまして、積雪等による施工中断や資材の調達に不測の日数を要しまして、年度内の工事完了が困難になったものを翌年度に繰り越したものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田統計調査課長 統計調査課でございます。

まず、歳入でございますが、資料の28ページをお願いいたします。

28ページから30ページまでの国庫支出金につきましては、国から委託を受けた各種統計調査実施に伴う国庫委託金でございまして、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、31ページをお願いいたします。

統計調査総務費は、職員29名の給与費等で、不用額は執行残でございます。

次の委託統計費は、国から委託を受けて実施する統計調査の経費でございまして、単県統計費は、県民所得推計調査等の県単調査及び関連資料の作成に要した経費でございます。

なお、不用額は、経費節減に伴う執行残でございます。

統計調査課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で企画振興部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○村上寅美委員 局長、阿蘇くまもと空港の構想、大体事業計画ですな、まだ。それで、三セクでやる——どういう仕組みでやるのか。それから、ほかの企画では、どれぐらい

の、阿蘇くまもと空港というのは、大空港構想の中に入っているけど、どういう計画ですか。

○藤井交通政策・情報局長 今阿蘇くまもと空港の民間委託、コンセッションについて御質問をいただきました。

今現在の予定でございますが、今年度中に募集要項等作成までやりまして、来年度、募集要項に沿って民間企業さんたちが入札を行うと……

○村上寅美委員 来年入札。

○藤井交通政策・情報局長 はい、来年度。そして、来年1年間かけて運営権者を選定する作業を行います。その後、引き継ぎ等を行いながらやっていきますが、今までの阿蘇くまもと空港は、国管理空港でございます。ですから、今は、滑走路、エプロンは国、そしてビルディングは空港ビルディングが運営をさせていただいて、駐車場は国の外郭団体でありました空整協が担っております。その3つを一緒になって運営するという、運営委託が行われることとなります。だから、スケジュールとしては、そういう……

○村上寅美委員 大体スケジュールはわかった。どれくらいの規模のをつくるの。

○藤井交通政策・情報局長 それは、民間から、今後、その提案が行われます。その募集要項に沿いまして、新しいビルを建設してくださいというのが要項に上がりますので、それに沿って、各提案者が競争していいものを提案していただきながら、選んでいくという形になります。

○村上寅美委員 それはわかるけど、県としての事業計画、県としての。県がつくるんで

しょう。三セクか何か知らぬけど、国と組んで。国がつくってやるの。その辺の仕組みは。

○藤井交通政策・情報局長 もともと国管理空港でございまして、国が今運営を、駐車場、それぞれ分けて委託しているのを、一遍に分けて委託するシステムでございますので、国がこの制度設計をやりまして、募集をするという形になります。

○村上寅美委員 それで、1つお願いしたいのは、数百億かかるだろうから、まあ数百億か100億か200億か知らぬけど、かかるから、頭は当然商社系とか、例えば大きな三井、三菱とか住友とか、いろんなところが100何社も手を挙げているから、そのうちでやっぱりいいのを選ぶだろうけど、私がお願いしたいのは、どこがとっても、大手だけじゃなくて、熊本の業者を、熊本の経済界をぜひ、何とか、あれにね。だから、これは前も言ったと思うけど、公募で入札すると、地元も入れましたと。勝ちやせんわけ、熊本は。勝ったためしがない。だから、どの業者がとっても熊本がくつついとると、熊本の業界がくつついとるといような、地場産業育成という大きな我々はテーマがあるから、知事も我々も議会も、だから、地元若干でも、まあ若干と言うといかぬけど、地元が必ずくつつくようなシステムを、ぜひ、局長、つくってもらいたいというふうに思っていますけどね。

○坂田孝志委員長 村上委員、ちょっと申し上げますが、なるべく決算審査にかかわる事柄について御質問いただきたいと思っております。

○村上寅美委員 決算にかかるどたい。大空港構想のことはかからぬか。

○坂田孝志委員長 きょうのこの議案の今内容について質疑を……

○前川収委員 28年度事業だけん。

○坂田孝志委員長 28年度のことで質疑を受けていますので。

部長からありますか。

○山川企画振興部長 最初から、我々として、熊本の業者を入れるとか入れないとか、そういうことは、我々は選定する立場ですので、申し上げられない立場にあるんですけども、ただ、熊本の業者も動いておると聞いておりますし、また、ほかの空港の前例を見ても、全く地元を無視して大手だけで日々のやりとりをやっているところは恐らくないと思いますので、そういうところでは必ず熊本の業者が絡んでいくことになるんだろうと思います。

○前川収委員 3ページの企画課なんですけれども、世界チャレンジ支援寄附金というものちょっと内容を私あんまり知らないのので、済みませんが、教えていただきたい。

プラス、昨年度の予算現額からすると、調定額が大分少なかったということになっておりまして、やっぱり熊本地震でこの寄附分が熊本地震の寄附に回ったのかなというふうに想像いたしておりますけれども、その経緯について教えてください。

○沼川企画課長 企画課でございます。

今、前川委員から御質問のあった件ですけれども、世界チャレンジ支援基金は、知事のもともとのマニフェストに沿って、熊本から若い人たちに、留学とか、あるいは高校生のもありますし、あと芸術家とか、今実業系の高校生に海外の実際の現場を見てもらうだと

か、そういったことをしてグローバルな人材を育成しようという目的で基金を設置したものでございます。今各種事業は、それぞれの課で実施をいただいているところです。

この寄附金が減りましたところは、全部が全部熊本地震の影響とは申し上げませんが、幾らかの毎年寄附をいただいているところからも、今年度はちょっと熊本地震の関係で別の寄附をやるからということで御辞退された事例もございまして、影響が少なからず出ているというふうに理解しております。

○前川収委員 そういう状況で寄附が少なかったことに鑑みて、事業そのものに、例えば予定していた、まあ基金か何かにおいてやるんでしょうから、あんまり影響は出ないかもしれないかもしれませんが、不用も出ているみたいでありますけれども、その影響が直接的に出たのかどうかについて教えてください。

○沼川企画課長 基金は、確かに予定額よりは少なくしか収入が上がっておりませんが、もう数年やっております、県の見合いの財源は一般財源でも入れておりますし、事業については、所要見込み額どおりの必要額を執行しているところでございます。

○前川収委員 ありがとうございます。

○坂田孝志委員長 ほかにございせんか。

○小早川宗弘委員 11ページ、地域振興課でありますけれども、この計画調査費の不用額が結構大きかなというふうに思います。

特に、この備考の欄を見ると、地域づくりチャレンジ推進事業補助金、これは夢チャレンジのことですかね。各地域振興局に割り振って、祭り団体だとか、文化団体だとか、市民団体の皆さんが地域活性化事業をしていただくように補助金を出すというふうな仕組みだ

と思いますけれども、これは毎年ある程度執行残があるというふうなことで、十分に認知されとらぬとじゃなかろうかなというふうなことと、あと、申請される側も、まあ素人さんというか、そういう市民団体、祭り団体の皆さん方で、県の皆さん方に手続書類を出すというときに、非常に書類が多過ぎて困られるというふうな意見、これは私が、去年だったかな、総務委員会に所属しているときもそういう指摘をしたんですけれども、非常に県とのやりとりの中で、この申請者の方が途中で諦められたり、あるいはもう来年は出さぬとか、面倒かけん出さぬとか、そういうふうな声が聞こえてきますけれども、その辺手続書類を簡素化することについて、何か工夫が必要ではないかなというふうに思います。その点については、どういうふうな認識でしょうか。

○重見地域振興課長 地域振興課でございます。

今委員御指摘のとおり、夢チャレンジ事業、執行残が4,000万円余となっております、少し多くなっていると。ただ、一方で、これは平成25年度については約2億円の不用額があったので、年々減少しているということと言えます。

これは御参考までですが、今年度については、9月時点で84件、2億1,000万円超採択ということで、ほぼ予算額は交付決定しているというところで、ちょっとそれは前提でお伝えしつつ、委員御指摘の、例えば認知度が余りなかったんじゃないかという部分については、事業を進めていく中で大分浸透してきているのかなと考えておりますし、御質問の書類の部分については、確かにさまざまな書類を添付していただくということで、一般の事業をされる方からすると、かなりちょっと負担が大きいという部分もあるのかもしれないというふうに思っております。

我々、過去のその不用額が発生していたということも踏まえて、使い勝手がよくなるように、これまでも年度ごとに見直しを進めてきたところですので、今の委員の御提案も踏まえつつ、よりよい制度になるように、書類も含めて、今後もしっかりやっていきたいというふうに思います。

○小早川宗弘委員 この夢チャレンジ事業は、多分もう10年ぐらい継続している事業だと思いますけれども、当初よりはだいぶ使い勝手がよくなったというふうなことでありますけれども、それでもやっぱり行政の皆さん方といろいろ打ち合わせ、すり合わせあるいは書類の提出をする中で、非常に負担が大きいというふうな声があります。

実際、私も、ちょっと今度も11月は八代の妙見祭ですけれども、その妙見祭に関して、8月ぐらいだったかな、振興局のほうから、何か使いなはらんですかというふうな問い合わせがあったらしいんですけれども、もう手続が面倒かけん断ったというふうな話もありますので、できるだけこれは、不正がなければよかけですから、書類はもう2～3枚とか、適当に言えば、それぐらいの簡素化をして、市民に使いやすい補助金にさせていただければもっといいのかなというふうに思います。そういうふうな要望を申し上げてから、私の質問とさせていただきます。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。
— よございますか。

それでは、各部に係ることですので、私のほうからお尋ねいたします。

人員確保及び職員の健康管理について、3点ほどお尋ねしますが、昨年度決算委員会でも、適正な定員管理について検討を求めるといようなことでもありますし、監査委員の審査意見書によりますと、人員確保及び職員の健康管理について、任期つき職員あるいは

他県への人的支援要請によるマンパワーの確保、通常業務の継続の見直し、民間委託の活用等を推進されたいと、こうありますが、これらについて、どのように考え、どのような対策を講じておられるのか。

あるいは、時間外勤務実績について、審査意見書では、全体として発災以前に戻りつつあるが、一部では依然として多い所属が見受けられるとありますが、どのような実態なのか、どのように対処されているのか。

さらに、健康管理サポートセンターの活用による職員の心身の健康管理に、組織として十分配慮されたいと、このような意見が添えられておりますが、これらについてどのように対応されているのか、お伺いしたいと思えます。

○沼川企画課長 今3点の御質問をいただきました。

人員確保と健康管理、あと業務管理のことも含めてだと思えますけれども、人員については、御承知のとおり、熊本地震が起りまして、震災委託関連業務のところに物すごい業務量が集中しております。この関係で、企画振興部内では、どちらかといえば人員を応援に出すというようなことが中心ではございましたが、その中でも、残った職員で業務のまず集中と選択という形で、不急の業務につきましては後に回すといったことで、対応をさせていただいているところです。

なお、一部の部局は、震災関連でも業務がふえている課もございますので、そういったところにつきましては、通常の定数管理で、減だったところを減幅を少なくするだとかあるいは一部は増員——特に地域振興課は、たしか立野の寄り添いPT等も担当しておりますので、1名の増といったようなことで、めり張りをつけた職員配置をやっていただいているところがございます。

それから、時間外につきましては、当然地震

震の関連で、応援に出ていた職員は時間外がふえておりますし、企画部内でも、特に企画課につきましては、地震の発災以降、昨年度内に6回ほど緊急で地震の関連要望等もございました。そういったものの要望関係、それから、昨年12月に策定しました4カ年戦略、それと、今議会に御報告を差し上げています国土強靱化計画等々、計画ものも昨年度中に集中もしております、時間外勤務が通常の80時間以上と言われる職員も、相当数に上っているということは理解しております。

私どもとしては、それぞれの所属の中で、時間外のふえている職員については、余り長期にわたらないように、あるいは健康上の問題が生じてないかということを目配りしながら、できるだけやってきているところです。

そうはいいましても、3点出ました最後の健康管理のサポートの話ですけれども、中でもやっぱりメンタルに不調を来した職員は出ておりますので、出た場合には、早急に専門医の受診、当然健康管理センターのサポートを受けるということで、早目早目に休みをとって、その分の業務は、戻った後も減らすだとかいう形で、再発防止等に努めているところでございます。

○坂田孝志委員長 職員の健康管理に十分留意されまして、十分な人員を確保され、この震災からの復旧・復興事業を促進していただきたいと、このように思っております。

ほかにございませんでしょうか。

○田代国広委員 23ページで、非常に予算現額と収入済み額の差があるわけですし、特に地方創生加速化交付金とか、それ以下の2つも、大幅に収入済み額が少なくなっているわけです。

こういったものの予算を立てるときと、その調定額を含めて、当初見込みが甘いというか、余りにもこの差があるじゃないですか、

実際の収入と予算現額が。特殊な事情があったのか。整備事業に係る交付額確定に伴う減でしようけれども、その内容、要因といえますか、なぜこれだけ当初の見込みよりも実際に少なくなったのか、それについてやっぱり説明すべきじゃないですか。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

今委員からいただきました23ページの、まず地方創生加速化交付金の関係でございます。

この事業につきましては、熊本版DMO推進プロジェクトの一環の中で、ICTを活用した外国人向けの通信環境の整備ということで、Wi-Fiの環境と、それからSIMカード、プリペイドSIMのカードの整備を行うということで事業をやらせていただいたものがございます。

この関係につきましては、先ほども御説明しましたとおり、交付税額が確定したことということで減額ということを御説明差し上げました。

これにつきましては、事業確定の際に、内閣府、こちらの補助金は内閣府が所管しておりますが、そちらのほうから、一部我々が対象ということで想定していたところを、ちょっと対象外ということで、向こうのほうから認定をされたことによって減額というふうになったということでございます。

なお、これにつきましては、ちょっと内閣府のほうの、なぜこれが対象外になったのかということとはちょっと御説明を向こうに求めたんですが、まだちょっと詳しい内容のところはいただいてないというのが実態でございます。内閣府のほうから対象外ということで受けたことによる減額でございます。

○田代国広委員 あと2つは。

○島田情報企画課長 もう一つの地方公共団体セキュリティーの補助額でございますが、これにつきましては、例の社会保険庁の事案を受けまして、ちょっと個人情報が漏えいしたというのを受けまして、マイナンバーがこれから施行というか、昨年度から動き始めたんですが、その前に自治体のセキュリティー全体を強化するというので、全国一律に国のほうから補助をつくりまして、47都道府県全部が、都道府県に市町村のインターネットの窓口を一本化するということで交付された補助金でございます。

これにつきましては、日本全国が昨年度中に整備をしております。熊本県の場合は、地震の影響もありまして、ちょっと執行といえますか、準備のほうもおくれまして、全国的には一番後発部隊になったという事情がございます。その関係で、実は我々よりも先に先行した自治体のところで基本的には入札がどんどん行われていまして、我々がやる時には、一番最後発ですので、そういう意味でいいますと、競争が物すごい働きまして、国がもともと想定していた補助金よりは相当安く実質的に競争が働いて入ったということで、入札残が出てきたということで、確定して減になったということでございます。

済みません、ちょっと説明が細かくなって申しわけございません。ちょっと説明が漏れておりましたので、おわび申し上げます。

以上でございます。

○田代国広委員 それについては、県の考えと国のあれが誤差が出たということでこういった結果になったわけですが、こういった結果になることによって、県民に与える影響といえますか、そういったのは全く関係ないんですか。

○島田情報企画課長 そういう意味でいいますと、もともとは国の補助金を期待して我々

としては事業を組んだつもりでございますが、そこに対する減額になりましたので、一部一財を充てざるを得なくなりましたので、そういう意味でいいますと、国の補助金ではなくて、一般財源のほうが充たったということが事実でございますので、そこについては、これからこういう補助金をつくるときには、きちっと向こうのほうと何が対象になるのかということをしり合わせておく必要があるということは理解したつもりでございます。

以上でございます。

○田代国広委員 この不足分は、県の一般財源と申しますか、そういった形で手当てしたから、事業に損害というか、遜色はないというふうにとめていいわけですか。

○島田情報企画課長 今委員がおっしゃったように、実際に募集をしてやられた方には、一切御迷惑はかけておりませんので、財源としての部分に一般財源を充てたという事実でございます。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。
——ないようでございますので、これで質疑を終了します。

これより、午後1時10分まで休憩します。

午後0時12分休憩

午後1時8分開議

○坂田孝志委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、これより土木部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 それでは、着座のまま御説明いたします。

平成28年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

土木部関係で2件御指摘がありました。

まず、「建設産業における人材確保について、高齢化の進行や技能者の減少等、今後ますます大きな課題になってくるものと思われる。魅力ある職場づくりや賃金の問題など、業界と連携を図りながら積極的に取り組むこと。」についてでございます。

人材確保につきましては、本県においても高齢化の進行と若年者の減少が全国平均を上回っておりまして、重要な課題と認識しております。

若年者に魅力ある職場づくりや働き方改革を進めるため、国直轄工事においては、週休2日のモデル工事の拡大や、下請を含めた全ての業者を社会保険加入業者に限定する等の取り組み、生産性向上のためのICT——情報通信技術でございますが、これを活用したモデル工事の導入を進めており、県発注工事でも国と同様の取り組みを行うよう求められております。

県といたしましても、平成25年度以降、国の福利厚生確保等の観点からの設計労務単価の引き上げを踏まえ、県の労務単価の引き上げと社会保険等の加入促進に取り組んでおり、今年度からは、県工事元請業者については、社会保険加入業者に限定することとしたところです。

しかし、昨年度の熊本地震により状況は一

変したことから、週休2日制の推進や社会保険未加入業者の下請からの排除などの取り組みについては、復旧、復興の状況を踏まえながら進めていきたいと考えております。

このほか、県では、若年技術者等の資格取得の支援や、将来を担う中学生、高校生に向けて、建設産業の魅力の情報発信をさまざまな形で積極的に取り組んでいます。

今後とも、建設産業団体や教育機関とも連携を図りながら、人材確保の取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、「繰越事業について、予算の確保等、国としっかり議論するとともに、今後、職員、業者ともに人手不足が予想されることから、これまで以上に計画的な予算執行を行うこと。」についてでございます。

平成27年度から28年度への繰越事業についてですが、熊本地震により現場作業員の確保の困難や地すべりの発生で再調査が必要となったことから、29年度に繰り越しせざるを得ない事業が2件発生しております。なお、この2件につきましては、今年度5月末に完了したところです。

そのほか、被災地の繰越事業については、予算のつけかえなどにより対処したところです。

次に、予算の確保を含めた復旧工事については、単に原形復旧するのではなく、国としっかり議論して進めることにつきましては、通常、災害復旧工事は原形復旧が原則とされておりますが、熊本地震関連の復旧工事におきましては、創造的復興を目指し、例えば、被災した橋梁に新たに歩道を設けて復旧する、また、再度災害防止の観点から耐震性を向上させて復旧するなどの取り組みを、国と十分協議しながら進めているところでございます。

また、今後、職員、業者ともに人手不足が予想されることから、計画的な予算執行を行うことにつきましては、受注者の施工能力を

考慮し、重要度の高い箇所から優先順位をつけて発注を行うとともに、繰越制度を活用した計画的な発注や適正な工期の確保を図っています。

また、工事箇所が近接し合併することが可能な工事は、合併方式で発注ロットを拡大し、1つの工事で発注することとしています。このような取り組みを初め、さまざまな入札制度の見直しや施工確保対策により、人手不足への対応や計画的な予算執行を図っています。

今後とも、発注・施工状況を注視し、適宜対策を講じてまいります。

続きまして、土木部の平成28年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、平成28年度歳入歳出決算総括表で御説明いたします。

まず、歳入についてですが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済み額が483億5,000万円余、不納欠損額は2,700万円余でございます。不納欠損額の主なものは、三角港における占用物件の行政代執行費用となっております。

また、収入未済額は3億3,200万円余となっており、主なものは、海砂利超過採取過料等及び県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差581億5,300万円余は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済み額が1,062億8,200万円余、翌年度繰越額は979億6,300万円余でございます。

翌年度繰り越しは、熊本地震・豪雨分、経済対策分が7割を占め、一方、理由としては、熊本地震に伴う人手・資機材不足に起因するもののほか、事業計画策定に当たって地元住民や関係機関などとの調整に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず平成29年度へ繰り越したもので、現在その執

行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は82億900万円余となっております。その主な理由は、事業実施後の執行残及び国庫補助事業等における国からの内示減に伴う執行残でございます。

以上、平成28年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課長の藤本でございます。

土木部の定期監査においては、住宅課について指摘がございました。後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、決算の概要について説明をいたします。

決算特別委員会説明資料、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。2ページから3ページにかけて、使用料及び手数料、3ページ最下段の国庫支出金、4ページの財産収入、5ページの繰入金、諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

3段目の土木総務費におきまして、5,147万8,000円の不用額を生じております。主に、熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金の執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

3段目の建設業指導監督費におきまして、1,445万7,000円の不用額を生じております。この不用額の主なものとしましては、建設産

業若年技能者雇用促進事業等の補助金申請件数が少なかったことなどによる補助金の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰り越しについて説明いたします。

附属資料1ページをお願いいたします。

災害公営住宅整備推進事業費で91万8,000円を繰り越しております。当該事業は、熊本地震に係る災害公営住宅の整備に当たり、事業主等が設計段階等で専門アドバイザーから助言を受ける費用を負担するものでございます。

繰り越しの理由といたしましては、各市町村が28年度から29年度にかけて設計や工事を行いますので、継続的に専門アドバイザーから助言を受けることができるようにしたものでございます。

なお、繰越事業は年度内に完了予定でございます。

監理課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西浦用地対策課長 用地対策課長の西浦でございます。

用地対策課の決算の概要について御説明いたします。

説明資料の8ページをお願いいたします。

一般会計の歳入です。

使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

また、諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともありません。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

土木総務費で1,348万6,000円の不用額が生じております。これは、備考欄に記載のとおり、収用手続きに係る鑑定料等の執行残1,341万1,000円と、事業認定事務等に係る執行残7万5,000円の合計でございます。

以上で用地対策課の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課長の吉良でございます。

決算について御説明いたします。

資料の10ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明します。

1段目の財産収入及び4段目の諸収入ともに、不納欠損額、収入未済額はございません。

財産収入は、調定額及び収入済み額ともに1,442万5,000円でございます。これは、建設技術センター等からの家屋及び土地貸付料収入でございます。

諸収入は、調定額、収入済み額ともに40万7,000円でございます。これは、工事進行管理システムの保守管理費に対する企業局からの負担金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

資料の11ページをお願いします。

土木総務費につきまして、不用額540万円を計上しております。

主な理由は、職員給与費及びCALS/E C事業等の執行残でございます。

以上で土木技術管理課の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課長の上野でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算につきまして御説明をいたします。

説明資料の12ページと13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、初めに主な内容について御説明し、最後に不納欠損額について御説明いたします。

12ページの表の上から4段目をお願いいたします。

国庫支出金ですが、予算額に対し55億2,134万5,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

下から2段目の雑入につきましては、不納欠損処分がございましたので、後ほど別冊の附属資料で説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は400万9,000円でございます。これは、職員給与費の執行残及び熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金の執行残などによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

最上段の道路新設改良費の不用額は139万9,000円でございます。これは、地域道路改築費の事業費確定による執行残及び単県道路改築費の事務費の執行残によるものでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業に関しまして、附属資料で説明をさせていただきます。

道路整備課につきましては、附属資料の2ページから35ページまで記載をさせていただいておりますが、最後の35ページをお願いいたします。

明許繰り越しの道路整備課の繰越箇所は249カ所です。平成29年度への繰越額は108億4,115万9,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、関係機関との調整など、計画に関する諸条件の整理や用地・補償交渉の難航及び工法の検討、協議などに不測の日数を要したことなどにより、やむなく次年度へ繰り越したものでござ

います。

現在工事は順調に進んでおりまして、年度内に全ての工事が完了する予定でございます。

最後に、不納欠損についてでございます。

附属資料の180ページをお願いいたします。

不納欠損額欄に9,000円とございますが、これは、受注事業者の倒産により契約を解除した際の前払金の出来高不足額が県に返済されるまでの間の利息相当分でございます。平成27年度に発生した未収金でございますが、平成28年11月8日に、裁判所により破産手続が終了し、配当を求めておりました県の債権は消滅しましたので、不納欠損処分を行いました。

以上で道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課長の長井でございます。

まず、定期監査におきます指摘事項はございません。

続きまして、決算について、説明資料に基づき御説明いたします。

歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の16ページをお願いします。

1段目の分担金及び負担金でございますが、不納欠損、収入未済ともにございませ

ん。4段目の道路施設保全改築費負担金ですが、これは、大分県、宮崎県との県境のトンネルにつきまして、協定を結び実施する道路事業の負担金でございます。

予算現額と収入済み額との比較にあります1,640万3,000円のうち、1,415万8,000円につきましては、工事の繰り越しに伴って負担金の徴収を翌年度へ繰り越したものでござい

ます。17ページをお願いします。

使用料及び手数料のうち、2段目の道路占用料につきましては、調定額1億6,821万2,000円に対して1億6,821万円を収納しております。収納率で申しますと99%以上となっておりますが、収入未済額が2,000円ございます。

別冊の附属資料をお願いいたします。170ページをお願いいたします。

1、平成28年度歳入決算状況の1段目に道路占用料を記載しておりますが、債務者の所在不明によるものでございます。この収入未済額につきましては、振興局の努力によりまして、本年9月25日に収入済みとなりました。御報告いたします。

続きまして、説明資料にお戻り願います。17ページでございます。

下から2段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し27億6,644万5,000円の減となっております。これは、18ページの1段目に記載のとおり、事業の繰り越しによるものでございます。

次に、19ページの1段目の諸収入ですが、収入未済が3万8,000円ございます。これは、最下段の雑入の工事請負金額による違約金でございます。

恐れ入りますが、再び別冊資料170ページをお願いいたします。

平成28年度歳入決算の状況の2段目に雑入を記載しておりますが、債務不履行に伴う工事等契約違約金でございます。受注者が倒産したため収入未済となっているものでございます。関係する地域振興局におきまして、代表者と連絡をとりながら収入未済の解消に努めてまいります。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料にお戻りください。20ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の

2,532万円の主な理由は、人件費及び道路管理事業の執行残でございます。

歳出につきましては以上でございます。

最後に、翌年度への繰越事業につきまして、恐れ入りますが、再び別冊資料をお願いいたします。

明許繰り越しにつきましては……

○坂田孝志委員長 ページ、ページ。

○長井道路保全課長 36ページから82ページまでとなっておりますが、82ページに道路保全課分の合計を記載しております。こちらをごらんください。82ページでございます。

道路保全課全体では391カ所、71億6,308万5,000円の繰り越しとなっております。

主な理由といたしましては、通常事業におきましては、関係機関との調整や地元協議に時間を要したこと及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したためです。

経済対策分につきましては、交通誘導員、施工機械の不足により調達に時間を要したこと及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したためです。いずれも、やむなく繰り越したものでございます。年度内に全ての工事が完了するよう進めてまいっているところでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課長の坂井でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算につきまして御説明いたします。

歳入につきましては、説明資料の22ページから27ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入

金、繰越金、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものについて御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、24ページの下から2段目の社会資本整備総合交付金が、予算額に対して18億9,645万7,000円の減となっております。これは、平成29年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

上から2段目の都市災害復旧費補助が、予算額に対し2億8,457万3,000円の減となっております。これは、平成29年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、27ページの上から1段目の緑の基金繰入金が、予算額に対し276万1,000円の減となっております。これは、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

最下段の景観整備費の不用額800万2,000円は、主に緑化景観対策事業の事業費確定に伴うものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

上から2段目の都市災害復旧費の不用額1,517万3,000円は、主に市町村災害復旧指導監督事務費の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計におきます歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附属資料の83ページから88ページに記載しております。

88ページをお願いいたします。

明許繰り越しの都市計画課計は、最下段のとおり、27カ所の38億3,871万3,000円でご

います。

繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議、調整や熊本地震に係る災害復旧事業との調整等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。現在、繰り越した事業は全て順調に進んでおりまして、年度内に完成する予定でございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課長の渡辺でございます。

まず、決算について御説明いたします。

説明資料の31ページをお願いいたします。

31ページから33ページまでが一般会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

うち、31ページ2段目の国庫支出金ですが、予算に対して1億203万1,000円の減となっておりますのは、3段目の市町村都市災害復旧・指導監督事務費負担金、32ページ1段目の農山漁村地域整備交付金、最下段の農村生活環境施設復旧費補助の繰り越しに伴うものなどでございます。

続きまして、34ページから37ページまでが一般会計の歳出でございます。

うち、34ページ2段目の公害規制費の不用額1,215万1,000円は、主に生活排水適正処理重点推進事業の執行残によるものでございます。

同じく34ページ、最下段の環境整備費の不用額2,643万3,000円は、主に浄化槽整備事業の執行残によるものでございます。

次に、37ページ1段目の農業施設災害復旧費の不用額3,507万3,000円は、事業費の確定に伴う執行残でございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

資料の38ページから42ページまでが流域下

水道事業特別会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

まず、38ページ1段目の分担金及び負担金ですが、予算に対して8,798万2,000円の増となっておりますのは、流入汚水量の実績精算の結果、市町村からいただく維持管理負担金がふえたためでございます。

次に、39ページ2段目の国庫支出金でございますが、予算に対して1億9,012万3,000円の減となっておりますのは、主に熊本北部流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、41ページ1段目の繰越金でございますが、予算に対して5億3,352万1,000円の増となっておりますのは、前年度からの繰越金によるものでございます。

同じく41ページ最下段の県債ですが、予算に対して1億2,200万円の減となっておりますのは、熊本北部流域下水道建設事業の繰り越しなどに伴うものでございます。

続きまして、43ページから45ページまでが、流域下水道事業特別会計の歳出でございます。

まず、43ページ1段目の流域下水道費の不用額5,873万円は、主に熊本北部、球磨川上流、八代北部流域下水道の維持管理事業の執行残によるものでございます。

次に、45ページ2段目の災害復旧費の不用額2,545万3,000円は、八代北部流域下水道の災害復旧事業費の額の確定に伴う執行残によるものでございます。

一般会計及び流域下水道事業特別会計の歳入歳出の説明は以上でございます。

最後に、翌年度への繰越事業について御説明いたします。

附属資料の89ページをお願いいたします。

89ページから92ページまでが、下水環境課における繰越事業でございます。

まず、一般会計につきましては、89ページの最下段のとおり、合計で6,520万6,000円の

繰り越しとなっております。

主なものといたしましては、熊本地震による農業集落排水施設災害復旧費で、やむを得ず繰り越したものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計につきましては、92ページの最下段のとおり、合計で3億6,646万9,000円の繰り越しとなっております。

主なものといたしましては、熊本北部流域下水道建設費の流域幹線管渠耐震化工事において、耐震化工法の検討に不測の日数を要したなどのにより、やむなく繰り越したものでございます。

なお、一般会計流域下水道事業特別会計における繰越事業につきましては、全て29年度内に完了する予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○丸尾河川課長 河川課長の丸尾でございます。よろしく願いいたします。

初めに、当課における定期監査の指摘事項はございません。

それでは、決算について御説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、説明資料の46ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金は、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、7段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額はございませんが、収入未済額が358万9,000円となっております。

内容につきましては、恐れ入りますが、お手元の附属資料の172ページをごらんください。

使用料の収入未済額の主なものとして、河川敷占用料で63万円、土石採取料で295万3,000円が生じております。これらの理由につきましては、173ページの3、平成28年度

収入未済額のごらんください。

1段目の河川敷占用料の合計10件の収入未済の理由としましては、主に生活困窮によるものですが、その他の欄に2件の収入未済があります。2件とも占用者本人の死亡によるものですが、相続人の調査確認を行い、現在は相続人に対して納付書の送付及び催告を行っている状況です。

なお、現時点では、全10件のうち5件が全額納付されております。

次に、2段目の土石採取料につきましては、生活困窮が1件、その他に1件収入未済があります。このその他1件は、4段目の雑入、海砂利超過採取に係る過料及び5段目の雑入、海砂利採取不当利得のその他の欄の同一の会社でございます。この会社は、代表者が亡くなられておりますが、登記簿上の会社法人は残っている状況でございます。このため、会社資産等の調査により、現在法人の実態把握に取り組んでおります。

占用料等の未収金につきましては、これまでも出先機関と連携しながら徴収に努めてまいっているところでございますが、引き続き未収金の解消に向けて、納入指導等に取り組んでまいります。

続きまして、また説明資料にお戻りいただきたいと思っております。47ページをお願いいたします。

下から2段目の国庫支出金については、不納欠損額、収入未済額ともございませんが、予算現額と収入済み額との比較で263億4,894万3,000円の減となっております。これは、48ページから49ページに内訳を示しておりますとおり、主に災害復旧事業や国庫補助事業の繰り越しによるものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

下から2段目の諸収入ですが、不納欠損額はございませんが、収入未済額がございます。内容につきましては、再度恐れ入りますが、お手元の附属資料172ページをごらんく

ださい。

最下段の収入未済額3億535万1,000円についてですが、備考欄に記載のとおり、海砂利超過採取に係る過料と海砂利採取不当利得によるものです。これは、平成22年度と平成24年度に判明した、民間業者による海砂利の違法採取に起因するもので、資料に数字の記載はございませんが、過料等の全体額は3億2,400万円余でございました。そのうち、平成28年度末までに1,900万円余が納付されている状況です。

これまでの対応としましては、督促状の発送や事業者の訪問により、納付を催告するとともに、並行して各事業者の財産調査を実施しております。しかし、いずれの事業者も全額の納付が可能な財産状況ではございませんでした。そのため、現在は任意で少額の納付を受けているところでございます。いずれの事業者も経営状況は厳しく、徴収が難しい状況ではございますが、今後も引き続き、定期的に事業者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料に再度戻っていただきまして、52ページをお願いいたします。

上から2段目の河川海岸総務費につきまして、4億1,207万2,000円の不用額が生じています。これは、主に国直轄事業負担金の執行残によるものです。

次に、54ページ1段目の土木災害復旧費で43億6,528万9,000円の不用額が生じています。これは、主に河川等補助災害復旧費の額の確定によるものでございます。

続きまして、繰り越しにつきましては、恐れ入りますが、附属資料により説明させていただきます。

河川課の明許繰り越しにつきましては、附属資料の93ページから114ページに掲載して

おります。114ページをごらんいただければと思います。

最下段に河川課の合計を記載しておりますので、こちらで説明させていただきます。

河川課の明許繰り越しの合計は、1,180カ所、405億702万6,000円となっております。主な理由としましては、災害復旧事業について、熊本地震による工事増加に伴い建設資材等が不足し、その調達に時間を要したこと等により、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、現在までの進捗率が低い事業につきましても、早期執行に努め、一日でも早い災害復旧事業の完成を目指し、予算の執行に取り組んでまいります。

以上で河川課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○亀崎港湾課長 港湾課長の亀崎でございます。

初めに、定期監査における指摘事項はございません。

次に、港湾課の決算の概要について御説明いたします。

港湾課は、一般会計と港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計がございまして。

まず、一般会計について御説明いたします。

説明資料の55ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてですが、1段目の分担金及び負担金においては、不納欠損、収入未済はございません。

予算現額と収入済み額との比較の欄の1,390万円は、事業費の確定に伴い市町村負担金が増となったものでございます。

56ページをお願いいたします。

下から2段目の使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料で23万1,000円の収入未済がございます。内容については、お手元の附属

資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、附属資料の175ページをお願いいたします。

1、平成28年度歳入決算の状況に、収入未済として23万1,000円を記載しております。これらは、備考欄のとおり、三角港における申請者の所在不明及び八代港における申請者死亡によるものでございます。

三角港の申請者については、所在確認のための調査に取り組んだ結果、昨年時点では所在が把握できませんでしたが、今年度、ことし6月に本人の所在を突きとめ、納付誓約書を徴取したところでございます。

八代港の申請者死亡の件につきましては、その息子の所在が確認できましたので、納付を依頼したところでございます。

次に、再び説明資料の57ページをお願いいたします。

上から2段目の国庫支出金において、不納欠損、収入未済はございません。

予算現額と収入済み額との比較の欄のマイナス12億6,385万4,000円は、繰り越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

59ページをお願いいたします。

1段目の財産収入、4段目の繰入金、そして最下段の繰越金においては、不納欠損、収入未済はございません。

60ページをお願いいたします。

1段目の諸収入において、不納欠損、収入未済はございません。

次に、一般会計の歳出について御説明します。

61ページをお願いします。

上から2段目の港湾管理費の不用額479万4,000円は、主に海岸諸費、すなわちこれは排水機場等の維持管理の執行残でございます。

次の段の港湾建設費の不用額1,266万4,000円は、主に事務費の執行残でございます。

62ページをお願いいたします。

上から2段目の空港管理費の不用額769万9,000円は、天草空港の管理運営及び修繕に係る執行残でございます。

3段目の港湾補助災害復旧費の不用額336万8,000円は、入札に伴う執行残でございます。

次に、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

まず、歳入についてですが、説明資料の64ページをお願いいたします。

1段目の使用料及び手数料において、不納欠損額が201万3,000円、収入未済額が76万7,000円でございます。

恐れ入りますが、内容について附属資料で御説明いたします。附属資料の176ページをお願いいたします。

不納欠損につきましては、1、平成28年度歳入決算の状況の表の2段目のとおり、重要港湾使用料で201万3,000円でございます。これは、八代港における申請者の業績不振によるもので、申請者は倒産し、消滅時効の成立に伴い不納欠損処理を行ったものです。

また、収入未済額については、表1段目の本渡港における地方港湾使用料で20万4,000円、2段目の八代港における重要港湾使用料で56万3,000円でございます。これらは、いずれも申請者の業績不振によるものでございます。

まず、本渡港の申請者については、過年度分は完納となりましたが、平成28年度分の新たな未収金20万4,000円が発生し、分納誓約書による納付指導を行ってまいりました。この結果、今年度、ことし7月には完納となっております。

八代港の申請者については、分納誓約書に基づき納付がなされているところであり、引き続き管理事務所と連携し、徴収に努めてまいります。

次に、再度、説明資料の65ページをお願いいたします。

1 段目からの財産収入、繰入金及び繰越金については、不納欠損、収入未済はございません。

66ページをお願いいたします。

1 段目の諸収入の雑入において、不納欠損が1,958万円、収入未済が136万9,000円でございます。内容について、附属資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、附属資料の176ページをお願いいたします。

まず、不納欠損につきましては、1、平成28年度歳入決算の状況の表の最下段のとおり1,958万円で、2件ございます。このうち1件の67万9,000円は、熊本港における申請者の業績不振によるもので、申請者は倒産し、消滅時効の成立に伴いまして不納欠損処理を行ったものでございます。

残る1件の1,890万1,000円につきましては、三角港において、倒産した施設使用者の建物にアスベストが使用されており、飛散の危険性があつたことから、港湾管理者である県が行政代執行法に基づき建物の撤去を行い、その費用を請求していたものでございます。清算手続が終了したため、不納欠損処理を行ったものでございます。

次に、収入未済については、表の最下段の136万9,000円でございます。これは、熊本港及び八代港におきまして、それぞれ申請者の業績不振によるものでございます。

熊本港の申請者については、倒産しており財産がないことから、不納欠損に向けた手続を進めております。

八代港の申請者につきましては、分納誓約書に基づき納付がなされているところがございます。引き続き徴収に努めてまいります。

未収金の解消に向けましては、四半期ごとに進捗状況を確認し、今後の対策に向けた検討を行っております。今後とも引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

説明資料の66ページをお願いいたします。

最下段の県債については、不納欠損、収入未済はありません。

次に、歳出についてですが、説明資料の67ページをお願いいたします。

最上段の土木費で、3,206万7,000円の不用額があります。内訳は、2段目の施設管理費で、港湾施設の維持管理に係る執行残及び事務費等の執行残でございます。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明します。

まず、歳入についてですが、説明資料の69ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入とも、不納欠損、収入未済はございません。

71ページをお願いいたします。

歳出についてですが、不用額はありません。

以上が一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明でございます。

次に、翌年度への繰り越しについて御説明します。

恐れ入りますが、附属資料の115ページから128ページまでが港湾課に係る繰越事業でございます。このうち125ページをまずお願いいたします。

125ページが、まず一般会計に係るものでございまして、最下段のとおり、78カ所、28億846万7,000円でございます。

次に、127ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計でございます。

最下段のとおり、7カ所、11億5,120万円でございます。

さらに、128ページにおきまして、臨海工業用地造成事業特別会計を掲載しております。

最下段のとおり、1カ所、1億4,428万2,000円となります。

以上、3つの合計で、86カ所、41億394万9,000円を次年度へ繰り越しいたしました。

繰り越しの主な理由としましては、地元関係者や関係機関との調整に不測の期間を要したことなどにより、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、繰り越した86カ所のうち、9月末現在で24カ所が完了しております。

その他の箇所につきましても、引き続き早期の完了に努めてまいります。

恐れ入ります。附属資料189ページをお願いいたします。

平成28年度県有財産処分一覧表を記載してございます。

平成28年度における売却処分益は、水俣港の月浦地区で1件、収入額は171万2,000円でございます。

以上で港湾課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○松永砂防課長 砂防課長の松永でございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げます。

説明資料の72ページをお願いします。

歳入について御説明申し上げます。

上から1段目の分担金、負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算額に対して1,761万8,000円の収入減となっておりますのは、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の事業費減に伴う市町村負担金の減でございます。

次に、73ページをお願いします。

上から2段目の国庫支出金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算額に対しまして177億1,292万円の収入減となっておりますのは、内訳を73ページの上から3段目から、次のページになります

が、74ページの上から2段目までに記載しております社会資本整備総合交付金や災害関連緊急事業費補助など、平成29年度への繰り越しによる事業費の減に伴う国庫支出金の減でございます。

次に、74ページの上から3段目ですが、繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、その下の4段目の諸収入につきましては、5万2,000円の不納欠損額があります。これにつきましては、75ページをお願いいたします。

上から1段目となりますが、雑入で不納欠損額5万2,000円が生じたことによります。内容については、附属資料で御説明します。

附属資料の182ページをお願いいたします。

これは、受注事業者の倒産により、工事請負契約を解除した際に、県が支払った前払金に対して出来高不足が生じたので、その不足額は保証会社から県に返還されました。この不足額に対して、返還までの間に利息が生じますが、会社の法人格が消滅したことにより、利息の一部が債権として消滅しましたので、それについて不納欠損処分を行ったものです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

説明資料にお戻りください。説明資料の76ページをお願いいたします。

上から2段目の河川海岸総務費につきましては、不用額が72万7,000円生じております。これは、職員給与費における執行残でございます。

次に、上から3段目の砂防費につきましては、不用額が15億5,315万8,000円生じております。

主な理由としましては、市町村が事業主体で国と県が補助を行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業において、市町村からの申請に

基づき予算措置を行いました。その後、市町村の実績が減となったため、執行残が生じたものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

附属資料をお願いします。附属資料の129ページから159ページにかけて、砂防課の平成28年度の明許繰り越しを記載しております。

そのうち、159ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますように、平成29年度への繰り越しは、合計で196カ所、289億1,366万円でございます。

繰り越しの主な理由としましては、熊本地震やその後の豪雨により発生した土砂災害に対して、砂防堰堤などを整備する災害関連緊急事業などにおいて、効果的な砂防施設の配置計画の検討や、用地取得に当たり地元調整の難航及び相続の処理などに不測の日数を要し、やむを得ず次年度に繰り越したものでございます。住民の安全確保のため、一日でも早い施設の完成を目指して、予算執行に取り組んでまいります。

次に、160ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますが、部長の説明にもありましたとおり、平成27年度から平成28年度に繰り越した予算のうち、2カ所、1億546万5,000円を事故繰越の手続を行い、平成29年度に繰り越したものです。

繰り越しの理由としましては、熊本地震の影響で工事箇所新たに変状が観測されたため追加調査が必要になったこと、また、施工業者における人員確保に不測の日数を要したことから、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。この2カ所は、ともにことしの5月に工事が完了しております。

以上で砂防課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○上妻建築課長 建築課長の上妻でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の78ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損及び収入未済はございません。

4段目の建築確認申請の手数料につきましては、予算現額に対して収入済み額が1,046万8,000円減少しておりますが、これは、熊本地震の被災者に対する減免措置を行ったことによるものでございます。

最下段の宅地建物取引業免許申請手数料につきましては、予算現額に対しまして収入済み額が増加しておりますが、これは、申請件数が見込みより多かったためでございます。

79ページをお願いいたします。

3段目以降の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対して1億3,459万2,000円の減となっておりますが、これは、4段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しに伴う減が主な理由となっております。

次に、80ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

上から3段目の建築指導費における不用額4,707万7,000円につきましては、主に建築物防災対策推進事業費で、民間事業者の熊本地震による計画変更に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきましては、附属資料で説明いたします。

建築課につきましては、附属資料の161ページから162ページに記載しております。

繰り越しの主なものとしましては、161ページの最下段に記載している生活再建住宅支援事業であり、県内全域において木造住宅の耐震化を継続的に支援する必要性があり、やむなく繰り越しを行ったものでございます。今後も引き続き、新聞、県政番組などを通して、住宅耐震化対策の必要性を県民に広く周知してまいります。

なお、建築課の平成29年度への繰り越しの合計は、162ページの最下段のとおり、3億7,481万7,000円でございます。

建築課は以上です。よろしく申し上げます。

○井手宮繕課長 宮繕課長の井手でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の82ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、繰越金が8,146万4,000円となっております。

不納欠損及び収入未済はございません。

次に、歳出でございますが、説明資料の83ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額3,749万5,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計・管理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の163ページから164ページまでが、宮繕課における繰越事業でございます。

そのうち、164ページをお願いいたします。

最下段のとおり、県有施設保全改修費で、11カ所、合計2億9,138万7,000円の繰り越しとなっております。これらにつきましては、工事発注の条件整理に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

なお、熊本地震に係る災害復旧事業を優先したため、進捗状況の数值は低くなっておりますが、いずれも発注済みもしくは入札公告中で、全て年度内に完了する見込みでございます。

以上で宮繕課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○小路永住宅課長 住宅課長の小路永でござ

います。よろしく申し上げます。

まず、今年度の定期監査における指摘事項がございますので、御説明をいたします。

指摘内容といたしましては、職員による決裁の偽造についてでございます。

平成27年度から28年度にかけて、県営住宅入居決定等の事務処理において、みずから購入した上司の名前の印鑑を押して、決裁を得たように偽造したものが24件ある、熊本県庁処務規程に基づき、適正な事務処理を行うようにとの指摘でございます。

この指摘事項につきましては、県営住宅の入居申し込みなどの書類内容を確認する事務処理に手間取り、決裁が遅くなると申請者に迷惑がかかってしまうという思いから、上司の印鑑を自分で調達及び押印し、決定通知を発送するなどの行為を行ったものでございます。

次に、指摘に対しまして、対応状況について御説明をいたします。

決裁を受けたように偽造された文書につきましては、全て内容を点検いたしました。事務処理自体に不備はなく、適正に処理されていることを確認いたしました。

当該職員の業務に関しましては、事務処理の進捗状況や決裁後の起案文書等について、適宜上司が確認しているところです。

また、ことし4月以降は他の職員に担当をかえるなど、事務分掌の見直しを図ったところです。

今後も引き続き、事務処理の進捗状況等について、本人の聞き取りや担当班長による確認、さらには関係機関との情報共有化を行い、再発防止の徹底に努めるとともに、職員の心身両面の健康管理についても十分配慮を図ることとしております。

それでは、決算特別委員会説明資料について、説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、説明資料の84ページをお願いします。

84ページ3段目の県営住宅使用料ですが、調定額が21億1,310万7,000円に対しまして、収入済み額が20億8,782万6,000円で、収入未済額が1,990万6,000円となっております。

収入未済の理由としましては、公営住宅は入居対象者を住宅困窮する低所得者としておりますが、昨今の厳しい経済状況により、収入の低下等によって生活困窮の度合いが増し、収入未済となったケースや、既に県営住宅を退去した滞納者による未収金が主な原因です。

収入未済の状況や対策につきましては、後ほど別冊の附属資料で説明をさせていただきます。

不納欠損額につきましては537万5,000円ですが、これは、退去後、所在不明や死亡などにより時効となったものであります。

同じく4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは、県営住宅の駐車場の使用料などです。調定額が1億6,572万6,000円に対し、収入済み額が1億6,456万6,000円で、収入未済額104万円7,000円となっております。

この理由としましても、住宅の使用料と同様、入居者の生活困窮などによるものでございます。

不納欠損額につきましては11万3,000円でございますが、これも、退去後、所在不明や死亡などにより時効となったものでございます。

次に、85ページをお願いします。

1段目の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対しまして5億8,573万9,000円の減となっております。これは、3段目の社会資本整備総合交付金及び5段目の住宅施設災害復旧費補助の繰り越しなどが主な理由です。

次に、86ページをお願いします。

諸収入について、7段目の災害公営住宅整備事業受託事業収入につきましては、受託金は、業務完了後、市町村から収入することに

なっており、平成28年度は事業完了がありませんでしたので、予算現額14億2,500万円に対し、収入済み額はございません。

次に、歳出につきましては87ページをお願いします。

2段目の住宅管理費の不用額3,040万円につきましては、主に公営住宅維持管理費の事業費確定に伴う執行残及び高額所得者の自主退去等により訴訟件数が見込みより少なくなったことによる事務費の執行残でございます。

また、3段目の住宅建設費の不用額13億7,737万4,000円につきましては、熊本地震に係る市町村からの災害公営住宅の整備受託事業において、受託件数が想定より少なく、受託額以外の予算13億6,000万円を不用としたためでございます。

ほかは、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費の事業費確定に伴う執行残などによるものでございます。

続きまして、附属資料の165ページから169ページをお願いします。

繰り越しについて御説明いたします。

住宅課の繰越額計は、169ページの最下段にありますとおり、13億9,129万8,000円です。

繰り越しの理由としましては、熊本地震に係る災害復旧事業を最優先施工したことに伴う通常事業の繰り越しや、災害復旧事業における工事計画の検討、追加により工期が不足したもの、入札に係る不調、不落等によるもの、また、建築計画に関し、関係機関との協議に不測の日数を要したものの、さらに、災害公営住宅整備受託事業において、市町村が整備計画の策定に不測の日数を要したために、県の受託事業の工期が不足したものなど、やむなく繰り越したものでございます。

次に、178ページをお願いします。

表1をごらんください。これは、先ほど説明しました歳入に関する調べのうち、収入未

済となっているものを一覧にしたものです。

上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済が1,990万6,000円、2段目の県営住宅用地使用料、これは駐車場使用料等ですが、この収入未済が104万7,000円、3段目の財産収入、これは土地貸付料でございますが、この収入未済が9万円でございます。

表2をごらんください。これは、収入未済額の過去3年間の推移を示したものです。

県営住宅の使用料の収入未済額は、ごらんのとおり年々減少し、平成28年度の額は、平成26年度の額の4割程度となっています。

また、徴収率につきましては、平成27年度末に98%でしたが、平成28年度末には98.8%となっております。

179ページの表3をごらんください。

これは、収入未済額について、その状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料及び県営住宅用地使用料、土地貸付料ごとにその内訳を示しております。県営住宅使用料が合計の240件の1,990万6,000円、県営住宅用地使用料が合計116件の104万7,000円、土地貸付料が1件の9万円、合計が357件の2,104万3,000円でございます。

表4をごらんください。

これは、各未収金についての対策を記載しております。

県営住宅使用料の入居者への対応としましては、⑥の明け渡し請求訴訟の確実な実施や、⑧の生活保護世帯の代理納付につきまして、現在重点的に取り組んでいます。

また、退去者への対策としましては、④の分納誓約の実施につきまして重点的に取り組んでおります。

徴収率が98.8%まで上昇し、一定の成果があったものと考えておりますが、今後も引き続き、未収金対策につきましては、歳入確保及び公平性の観点から、しっかり取り組んでまいります。

以上で住宅課の説明を終わります。よろし

くお願いします。

○坂田孝志委員長 以上で土木部の説明が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 各課にわたって、非常にたくさんの方の明許繰り越しの費用が出ておりました。

課ごとにもう言うつもりはありません。それぞれ、もう理由は御説明いただいたとおり、熊本地震による大量の工事発注が発生したということだと思っておりますけれども、幾つか既に事故繰越という処理を、去年、だからこの4月にやられたということもあるようですが、この数字をずうっと見ていくと、どう考えても今年度、今、明許繰り越ししているんですけど、来年度に向けて事故繰越に行かざるを得ないというのが、多分、誰が見てもこれはやむを得ぬなというふうに思っておりますけれども、その辺の見通しを、全体的な見通しとして、部長でもどなたでもいいですけど、努力はしますけれどもという話なんだろうけど。

○手島土木部長 前川委員のおっしゃるように、この状態からすると事故繰りとはもうやむなしと思っております。精いっぱい頑張りは、現場もしていただいております。ただ、どうしてもやはり、なかなか進まない、不調、不落もあるという状況で、かなりの量が事故繰りになるものと考えております。

とはいえ、やはり県民が皆さん一日も早い復旧を望まれておりますので、しっかり頑張って、できる限り事故繰りにならないように、もうこれ以上言うことはございませんけど、そういうふうに頑張らせるように、私のほうからもしっかり事務所の職員を叱咤激励したいと思っております。

○前川収委員 そこでなんですけども、さっき総務部のほうにも言ったんですけど、皆さん方が行政マンとして事故繰りどうぞということが基本的に言えないということはよくわかりますが、民間の企業でこういうことがございました。

ことしの3月31日までに仕上げてもらわないと事故繰りはできませんということを、市町村の職員がおっしゃったと。そしたら、そもそも契約してたのをキャンセルして、3月31日までにできるはずなのに、この契約はもう履行できないからと言って、やめたと言って事業ができなくなったということもありました。

ですから、大変皆さんには難しい言い方を強いることになると思いますが、特に土木の場合はほとんど公共事業でありますから、公共事業の場合も、去年のやつをことし発注ということもまだあるわけありますから、今考えてあと半年ですね、もう既に。それをすぐにやってしまいなさいと、半年間でやってしまいなさいというのは不可能だというのはもうよくわかっているわけありますから、余り大きな声で言わなくていいけども、基本的には——そもそも半年で工期設定ができない事業も多分残っていると思いますね。それなんかは、事故繰りになるから工期設定は来年の3月31日までですというようなことにはなさないんでしょう。どうなんですか、そこは。

○藤本監理課長 事故繰りの可能性が極めて強い発注がこれから出てまいりますので、一般競争入札においては、公告において、一旦3月までに工期は切りますということを一旦いたしますけれども、関係機関の承認が得られたら工期を延ばしますということを、公告に記載をしております。

○前川収委員 そうしてもらわないと、できないことをやれと言われても、できないことは誰もできないわけですから、ある程度柔軟にやっていかないと、3月31日で仕上げてくださいと言われてたら、多分誰も受注する人はいない状況になると思いますので、その辺は柔軟にやってもらいたいと思いますし、我々も政治のサイドでしっかりそこは御理解いただけるように、上位機関とも話をしながら頑張っていきますので、よろしく願います。

以上です。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○浦田裕三子副委員長 済みません、先ほどの監査結果指摘事項についてちょっとお尋ねしたいんですけども、偽造していたものが24件ということで、かなりの数かなというふう思います。その背景は、何が原因だったのか、ちょっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○小路永住宅課長 本人に聞き取りをしたところ、決裁過程でいろいろ上司のほうから質問をされて、それにうまく対応ができなかったということで、事務処理がとまりたくないのと。とまることのリスクが怖いということで、少し精神的に追い詰められた状態というふうに聞いております。

○浦田裕三子副委員長 その職員に対しての、いろいろな処分等々はあったんでしょうか。

○小路永住宅課長 職員に対する処分がありまして、減給の処分がありました。そのほか、管理監督者ということで、課長、課長補佐に口頭訓告、それと班長に厳重注意を受けております。

○浦田裕三子副委員長 いろいろ仕事が立て込んで、そういった状況に陥ってしまったのかもしれないんですけども、今後こういうことがないように、全体で注意をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員 ちょっと関連で。チェック機能というのは、どこで果たされていたのかというのを、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○小路永住宅課長 住宅課でございます。

決裁区分が局長決裁ということで、課長決裁が終わった後で指摘がありまして、なかなかその後が課内ではわかりにくかったということがあります。

今年度、業務担当をかえておりまして、業務が集中して本人が非常に負担が生じるということがないように、まず業務をかえておりまして、あと、各班、管理班は家賃徴収等で非常に心理的にも負担がある班になりますので、年間のスケジュールを担当ごとにつくらせておりまして、業務が集中しそうな時期は特に班長のほうで注意をして、業務の進捗状況を適宜確認するというふうなことをやっております。

○内野幸喜委員 それもそうだと思うんですが、通常のこうした決裁とかのときに、そのチェックというのはどこの部分で働くのか。やっぱりそのチェックできない部分もあるのかということですね。そこをちょっとお聞かせいただければと。結果として、今回チェックできなかったわけですけども、通常はどういったところでこのチェック機能が働いているのかというのを。

○小路永住宅課長 基本的には……

○坂田孝志委員長 小路永住宅課長。

○小路永住宅課長 失礼しました。住宅課でございます。

通常であれば、担当者が起案をした後で、班長を通して課長、決裁権者まで回っていきますので、事務処理は、決裁が終わった段階で処理をされるというふうな形になります。

今回は入居者の決定通知ということで、最終的には指定管理機関であります県営住宅の管理センターのほうで決定通知を出しますので、必ずその段階では通知が出ているかどうかの確認が入るという形になります。

そういった事務が適正に行われているかどうかを、管理センターと住宅課のほうで確認していくという形になります。

○坂田孝志委員長 ほかにございせんか。

私のほうから、各部にまたがることでございますので、また、今の事柄にも関連しようかと思いますが、お尋ねいたします。

職員の人員確保及び職員の健康管理について、3点ほどお尋ねいたします。

昨年度の決算特別委員会におきまして、事業の執行に関して、限られた人員で、通常業務に加えて、熊本地震からの復旧、復興業務を行うことが課題となっていることから、職員に過度な負担が生じることのない適正な定員管理についても改めて検討するよう求めています。

また、一方、監査委員の審査意見書によりますと、「熊本地震からの復旧・復興について」の「人員確保及び職員の健康管理」について、「増大する震災関連業務に的確に対応するため、定員管理の基本方針が策定され、任期付職員、他県への人的支援要請等によるマンパワーの確保、通常業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進されたい。」とありますが、これらについてどのように対策を講

じておられるのか。

次に、時間外勤務実績について、審査意見書では、全体として発生以前に戻りつつあるが、一部では依然として多い所属が見受けられるとありますが、どのような実態なのか、どのように対処されているのか。

加えて、審査意見書によりますと、健康管理サポートセンターの活用等により職員の心身の健康管理に組織として十分配慮されたいとありますが、これらについてどのような対応をなされているのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○藤本監理課長 またがることですので、監理課から説明をさせていただきます。

土木部としましては、まず、職員の人員不足への対応につきましてですが、組織改正や職員の配置調整を行うとともに、通常業務については不要不急のイベントの先送り等の見直しを行っております。

そのほか、任期つき職員、これを21名採用し、発注者支援業務などの民間業務委託、約100名等により対応をいたしております。

それでも職員が不足するということとなりますので、昨年度に引き続き他府県から10月1日現在で57名の職員の派遣をいただいております。

なお、今後も復旧、復興事業が続いていくことから、引き続き知事会への派遣要請等の対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の健康管理についてですが、土木部は水防待機等があるため、時間外勤務が上半期が増加する傾向にあります。本年6月末までに1カ月の時間外勤務が80時間を超える職員については、広域本部、地域振興局、土木部を含め、延べ48名おります。また、私傷病休暇を複数回取得している職員が15名、休職中の職員が3名という状況にございま

す。

このような状況にあることから、まず、日ごろから特定の職員に業務の偏りがないように、所属内で担当業務の見直しを行っているほか、総務部の健康サポートセンターとも連携しながら、職員の健康管理に努めております。

しかし、やむを得ず休職等に至った場合は、代替の臨時職員を雇用するなど対応しているところでございます。

今後も、これまで以上に職員の健康管理には留意しつつ、一日でも早い復旧、復興が図れるよう、土木部一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂田孝志委員長 やっぱり職員の健康管理等ですね、先ほども出ておりましたが、1つの部署に過度に集中しますと、やはり何らかの支障を来すことも出てくると思いますので、十分、健康管理そして定員の確保をいただいて、それがまた繰越事業の消化といえますか、抑えることにもなるであろうし、それがひいては復旧、復興につながることでありうかと思っておりますので、十分それについて配慮していただきたいと、このように思っております。

ほかにございませぬか。よろしゅうございませぬか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○坂田孝志委員長 ないようでございますので、これで土木部の審査を終了します。

次回の第4回委員会は、10月13日金曜日午前10時に開会し、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いたします。

委員会資料は、足元の資料袋の中に入れてありますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

それでは、これもちまして本日の委員会
を閉会します。ありがとうございました。御
苦労さまでした。

午後2時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長